

Ⅲ 北海道博物館の運営

1 施設及び周辺環境の整備

道民とともに歩み、愛される博物館として豊かな時間と空間を提供し続けるために、関係機関と連携を図りながら周辺環境の整備や利用者の安全確保に努めると共に、記念ホールなどの館内施設の活用を図っています。

関係機関との連携

北海道博物館、北海道開拓の村、野幌森林公園自然ふれあい交流館及び道立自然公園野幌森林公園の一体的かつ効果的な管理・運営に努めていくため、関係機関との一層の連携を進めています。

(1) 道立自然公園野幌森林公園管理運営協議会

この協議会は、道立自然公園野幌森林公園の関係機関相互の情報交換や連絡調整を図り地域内の合意形成を行うとともに、道立自然公園における保護と利用促進に必要な施策を実施することで、実情に応じた保護・利用形態を創出することを目的として、平成13(2001)年4月6日に設置されたものです。

構成 (平成29年4月時点)

石狩森林管理署、北海道空知総合振興局森林室、札幌市、北広島市、江別市、一般財団法人北海道歴史文化財団、北海道博物館(事務局)

平成28年度の実施内容

実施日	内容
-----	----

2016年4月15日	運営協議会の開催(平成27年度事業報告、平成28年度事業計画の策定など)
------------	--------------------------------------

平成29年度の実施内容

実施日	内容
-----	----

2017年4月14日	運営協議会の開催(平成28年度事業報告、平成29年度事業計画の策定など)
------------	--------------------------------------

(2) 野幌森林公園林野火災予消防対策会議

この会議は、野幌森林公園における林野火災の予防及び消火に万全を期すため、関係機関との連絡調整をはじめ、公園区域内のパトロールや林野火災予防のための普及啓発活動を実施することを目的に設置されています。

会議に参加している機関 (平成29年4月時点)

野幌森林愛護組合、一般財団法人北海道歴史文化財団、公益財団法人北海道埋蔵文化財センター、石狩森林管理署、空知総合振興局、札幌市、江別市、北広島市、北海道博物館(事務局)など

平成28年度の実施内容

実施日	内容
-----	----

2016年4月15日	対策会議の開催	<議題>・平成27年林野火災発生状況 ・平成28年度野幌森林公園林野火災予消防対策実施要領案
------------	---------	---

平成29年度の実施内容

実施日	内容
-----	----

2017年4月14日	対策会議の開催	<議題>・平成28年林野火災発生状況 ・平成29年度野幌森林公園林野火災予消防対策実施要領案
------------	---------	---

施設管理

当館は昭和46（1971）年に竣工した北海道開拓記念館の施設を利用しており、それ以来数度にわたり施設改修や設備の補修を実施してきました。平成27（2015）年の開館に際して、多目的トイレの新設、収蔵庫電子ロックシステムの導入など、大規模な施設改修を行いました。開館後は、来館者の安全を確保し、より利用者の利便性の向上を図るため、全職員を対象にした応急救護訓練の実施のほか、館内設備の補修や周辺環境の整備に取り組んでいます。

平成28年度の訓練等(1件)

実施日	内容
-----	----

2016年12月16日	AED操作など応急救護訓練 博物館職員及び指定管理者 計44人
-------------	---------------------------------

平成28年度の設備および周辺環境の整備(4件)

実施日又は期間	内容
---------	----

2016年5月13日～7月13日	屋上エレベーター塔屋改修工事
------------------	----------------

2016年10月1日～11月29日	自然ふれあい交流館周辺木道改修工事
-------------------	-------------------

2017年1月24日～2月10日	グランドホール点字ブロック改修工事
------------------	-------------------

2017年1月21日～2月28日	記念ホール火災感知器改修工事
------------------	----------------

平成29年度の訓練等(1件)

実施日	内容
-----	----

2018年3月23日	避難経路・消防設備等の確認
------------	---------------

平成29年度の設備および周辺環境の整備(5件)

実施日又は期間	内容
---------	----

2017年6月3日～6月14日	図書室電話機取付及び監視カメラ用電源設置工事
-----------------	------------------------

2017年10月14日～11月15日	グランドホール出入口鍵取付工事
--------------------	-----------------

2017年11月1日～2018年3月20日	北海道開拓の村多言語解説板・サイン等改修整備（解説板・サイン数180）
-----------------------	-------------------------------------

2018年1月18日～3月20日	北海道開拓の村トイレ洋式化工事
------------------	-----------------

2018年3月8日～3月30日	北海道開拓の村屋外Wi-Fi設備構築工事
-----------------	----------------------

指定管理者業務 指定管理者は以下のような責任の分担により、施設や設備の維持管理などを行っています。

項目	区分	内容	道	指定管理者
施設等の管理運営	利用提供業務	・利用窓口（利用の受付、案内、承認、制限、取消し）、苦情対応、利用指導等 ・駐車場における利用の承認、利用指導、苦情対応 ・特別展示室の貸室事業等の実施		◎
	利用料金の収受	利用料金の決定、収受、減免	○	◎
	博物館事業	(資料収集) ・北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を収集 (資料の保存) ・北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を保存管理 (資料の展示) ・展示及び特別展示の企画運営・解説 (調査研究) ・北海道の歴史、文化、自然等に関する資料等の調査研究 ・調査研究に伴う紀要、調査報告書等の発行等 (教育普及事業の実施) ・講演会、体験学習会等の開催による学習の場の提供等 ・体験学習室の運営 (案内書等の作成配布) ・展示物に関する案内書、解説書等の作成及び配布 (記念ホール等の使用) ・使用の受付、承認、制限又は取消及び付随業務 (特別観覧) ・資料の特別観覧の受付、承認、指示及び付随業務 (模写品等の刊行) ・資料の模写品等の刊行等の受付、承認 (資料の貸出) ・資料の貸出の受付、承認	◎	
	利用促進業務	パンフレット、ポスター、営業等による広報活動	○報道発表	◎
		インターネット・広報紙等による情報提供事業	◎	○
		利用者満足度調査の実施、結果の公表	◎	◎
	事故処理等	事故発生時の応急処置、道・警察等への連絡等	◎	◎
	災害時対応	災害発生時の応急処置、道・警察等への連絡等	◎	◎
	利用者の利便性向上等に資する業務	利用者の理解・利用の促進に資する行催事又は事業等の実施		◎
		食堂、売店等の設置による飲食物等の販売提供		◎
施設設備等の維持管理	植物等管理	敷地内芝生・樹木等の管理		◎
	施設の保守点検	設備等の法定点検、供与物品の管理、管理施設及び備品等の修繕・更新、消耗資材の交換等	○	◎
	衛生管理	日常清掃、特別清掃、ゴミ処理		◎
	警備業務	警備業務（敷地内巡回点検等を含む）		◎
	除排雪	管理用道路、記念塔前ロータリー、百年記念広場区の遊歩道、業務用駐車場、記念塔前駐車場（博物館側）、博物館前庭等の除雪		◎
	展示施設の管理	・総合展示室の展示の保守業務（映像展示機器等の保守業務を含む）		◎
	有害駆除	・博物館建物内の防虫防鼠		◎
		・記念施設地区内の蜂、カラスの巣等駆除		◎
備品等の管理	調査研究業務に係る研究備品等の維持、管理、更新等	◎		
	調査研究業務以外に係る施設及び備品等の維持、管理、更新等		◎	
安全確保	施設利用者の安全確保		◎	
その他	指定管理業務に伴う財務、契約、記録管理等		◎	

※「北海道立総合博物館指定管理者公募要項」(平成26年10月)より抜粋

博物館資源の活用

展示会の関連イベントなどに際して、関係機関や団体と連携し、記念ホールや講堂などの大規模空間を活用した企画を実施したほか、総合展示室関連のオリジナルグッズの販売を行っています。

(1) 施設の活用

平成 28 年度の施設の活用

施設	実施日又は期間	内容	主催・企画者
記念ホール	2016年7月8日	特別展「ジオパークへ行こう！」開会式	北海道博物館
	2016年7月16日	ジオパークまつり（バーチャルジオツアー）	北のミュージアム活性化実行委員会
	2016年11月3日	アイヌ音楽ライブ	北海道博物館
	2017年2月3日	「秩父宮記念スポーツ博物館北海道巡回展」開会式	独立行政法人日本スポーツ振興センター、北海道博物館ほか
講堂	2016年7月16日	ジオパークまつり	北のミュージアム活性化実行委員会
グランドホール	2016年5月28・29日、 6月4・5日	特別イベント 特別展「ジオパークへ行こう！」の展示を みんなでつくろう！	北海道博物館

平成 29 年度の施設の活用

施設	実施日又は期間	内容	主催・企画者
記念ホール	2017年7月8日	特別展「プレイボール！」開会式	北海道博物館
	2017年11月3日	ミュージアムコンサート アイヌ音楽ライブ	北海道博物館
	(随時受入)	視察受入(海外、道議会等)の会場として活用	北海道博物館
講堂	2017年6月24日～25日	日本セトロジー研究会第28回大会	日本セトロジー研究会
	2017年7月15日	北海道ジオパークまつり2017	北海道博物館ほか
	2017年10月14日	蝦夷和紙プロジェクト2017	北の紙工房 紙びより
	2017年10月27日～28日	博物館と市民をつなぐ博物館支援組織まつり	北のミュージアム活性化実行委員会
グランドホール	2017年11月13日	北海道博物館におけるアイヌの人々の遺骨にかかる慰霊行事	北海道

(2) オリジナルグッズ

区分	グッズ名		
総合展示関連 (9品) (平成27年度より販売中)	付箋	定規	コットンバッグ
	メモ帳	鉛筆2本セット	木札ストラップ
	消しゴム	珪藻コースター	B5 ノート



総合展示関連グッズの一部

※オリジナルグッズは、北海道博物館入口のミュージアム・カフェ（指定管理者運営 TEL011-898-0466）で販売しています。

2 北海道立総合博物館協議会

北海道立総合博物館条例に基づき、北海道立総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、「北海道立総合博物館協議会」及び「アイヌ民族文化研究センター専門部会」を設置しています。平成28年度・平成29年度の開催日・協議事項は次のとおりです。

北海道立総合博物館協議会

平成28年度実施の北海道立総合博物館協議会

第1回	日 時	平成28年8月10日(水) 10:00~12:10
	場 所	北海道博物館 記念ホール
	議 題	(1)平成27年度事業実績について (2)平成28年度事業計画について (3)その他
第2回	日 時	平成29年3月30日(木) 13:30~15:30
	場 所	北海道庁別館庁舎9階 第1研修室
	議 題	(1)平成28年度 北海道博物館事業実績報告(業務実績に関する内部評価報告) (2)平成29年度 北海道博物館年度計画報告 (3)その他

委員(任期:平成27年8月1日~平成29年7月31日)

氏 名	現 職(2016年7月現在)
宇佐美 暢子	前株式会社エフエム北海道 代表取締役社長
大原 昌宏	北海道大学総合博物館 副館長
加藤 忠 (副会長)	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事長
児島 恭子	札幌学院大学 教授
佐々木 亨 (会長)	北海道大学大学院文学研究科 教授
竹垣 吉彦	イオン北海道株式会社 取締役兼執行役員管理本部長
本田 優子	札幌大学 副学長

平成29年度実施の北海道立総合博物館協議会

第1回	日 時	平成29年9月12日(火) 14:00~16:00
	場 所	北海道博物館 講堂
	議 題	(1)会長および副会長の選出 (2)北海道博物館 第1期中期目標・計画期 中間外部評価に関する総合協議 (3)北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会の委員の選任について (4)平成29年度北海道立総合博物館協議会 スケジュールについて
第2回	日 時	平成30年3月27日(火) 13:30~15:30
	場 所	北海道博物館 講堂
	議 題	(1)北海道博物館 第1期中期目標・計画期 中間外部評価報告 (2)平成29年度 北海道博物館事業実績報告(業務実績に関する内部評価報告) (3)平成30年度 北海道博物館年度計画 (4)平成30年度 北海道立総合博物館協議会 スケジュール

委員（任期：平成29年9月6日～平成31年9月5日）

氏名	現職(2017年9月現在)
宇佐美 暢子	株式会社北海道二十一世紀総合研究所 顧問
大原 昌宏 (会長)	北海道大学総合博物館 副館長(教授)
児島 恭子	札幌学院大学 教授
佐々木 史郎	国立アイヌ民族博物館設立準備室 主幹
澤田 一憲 (副会長)	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事、苫小牧アイヌ協会 会長
竹垣 吉彦	イオン北海道株式会社 常務執行役員取締役 管理本部長
湯浅 万紀子	北海道大学総合博物館 副館長(教授)

北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会

平成28年度実施の北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会

第1回	日時	平成28年8月25日(木) 13:50～15:25
	場所	ホテル ポールスター札幌 多目的ホール A
	議題	(1)平成28年度第1回北海道立総合博物館協議会の結果について (2)アイヌ民族文化研究センター平成27年度事業実績及び平成28年度計画について (3)今後のスケジュール等について (4)意見交換・情報交換

委員（任期：平成27年11月1日～平成29年10月31日）

氏名	現職(2016年7月現在)
大島 稔	小樽商科大学 特任教授
加藤 忠 (部会長)	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事長
児島 恭子	札幌学院大学 教授
酒井 奈々子	帯広カムイトウボポ保存会 会長
澤田 一憲	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事、苫小牧アイヌ協会 会長
関根 真紀	平取アイヌ文化保存会 理事

※加藤専門部会長、児島委員は本会にあたる北海道立総合博物館協議会委員を兼務。

平成29年度実施の北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会

第1回	日時	平成29年11月16日(木) 13:30～15:00
	場所	北海道博物館 講堂
	議題	(1)平成29年度第1回北海道立総合博物館協議会(中間外部評価)の結果について (2)アイヌ民族文化研究センター平成28年度事業実績及び平成29年度計画について (3)今後のスケジュール等について (4)その他

委員（任期：平成29年11月1日～平成31年10月31日）

氏名	現職(2017年11月現在)
大島 稔	小樽商科大学 名誉教授
児島 恭子	札幌学院大学 教授
酒井 奈々子	帯広カムイトウボポ保存会 会長
澤田 一憲 (部会長)	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事、苫小牧アイヌ協会 会長
関根 真紀	平取アイヌ文化保存会 理事
中村 吉雄	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事、千歳アイヌ協会 会長

※澤田専門部会長、児島委員は本会にあたる北海道立総合博物館協議会委員を兼務。

3 評価制度

概要

平成 22 (2010) 年 9 月に道が策定した「北海道博物館基本計画」の中で「博物館運営の評価」について、「運営が適切に行われているか否かを的確に検証し、改善に努める。」ことが示されました。これを受け、平成 27 (2015) 年 8 月に開催された第 1 回の北海道立総合博物館協議会において、知事から協議会に対して「北海道博物館の評価方法のあり方について」の諮問が行われました。評価方法のあり方については、会長を中心とする 3 名の協議会委員による「評価作業部会」において検討され、平成 28 (2016) 年 3 月に開催された第 2 回の協議会で答申案が承認され、知事に提出されました。答申書の主な項目は以下のとおりです。

- ・ 北海道博物館（以下「博物館」という）の評価については、博物館による「内部評価」に加え、第三者による「外部評価」が必要である。（答申書第 1 項目）
- ・ 博物館が実施する「内部評価」は、博物館の基本的運営方針及び中期目標・計画に基づいて評価項目を設定し、評価判定を行う。（答申書第 2 項目）
- ・ 第三者による博物館の「外部評価」は、北海道立総合博物館協議会が実施する。
また、北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会は、外部評価のための基礎的な意見交換の役割を担うこととする。（答申書第 4 項目）
- ・ 「道民参加型組織」を立ち上げ、外部としての意見聴取・交換の機能を充実させるため、館長の諮問に応える組織をつくること望ましい。（答申書第 6 項目）

「内部評価」は、毎年度、北海道博物館の各グループによる項目別評価と博物館が設置する「北海道博物館内部評価委員会（以下、「内部評価委員会」という。）」による総括評価により行い、評価結果に対して協議会による外部点検が行われます。

「外部評価」については、第 1 期中期目標・計画の中間年である平成 29 (2017) 年度に協議会による「外部評価」が実施されました。また、中期目標・計画の最終年度にあたる平成 31 (2019) 年度には、5 年間の事業実施による中期目標・計画の達成状況についての「外部評価」を実施することが予定されています。

内部評価

項目別評価

各グループが実施した事業に関する点検作業の結果に基づいて、年度計画の項目ごとに、各グループのグループリーダーが年度事業の実績ならびに計画の達成状況や課題を整理するとともに、評価基準により評価を行っています。

総括評価

項目別評価の結果に基づいて、博物館が設置した「内部評価委員会」において、全体及び特記事項について記述式により以下の評価項目についての評価を行っています。

- | 評 価 項 目 | |
|---------|--------------------------------------|
| | (1) 博物館活動の基盤となる、展示、調査研究等を推進させる措置 |
| | (2) 道民が特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とするための措置 |
| | (3) 利用者の視点に立った博物館づくりへの措置 |
| | (4) 道民との連携、協働する博物館づくりへの措置 |
| | (5) 北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献する措置 |
| | (6) 道民の知的興味に応える博物館づくりへの措置 |
| | (7) 研究成果を活かし、北海道の豊かな未来の実現に向けた措置 |
| | (8) アイヌ文化の振興に寄与すると共に多文化共生社会の実現に向けた措置 |
| | (9) 各々の措置を実施するために必要なガバナンス体制の確立に向けた措置 |

内部評価結果

平成 27 年度の北海道博物館事業に対する内部評価

評 価 項 目	評 価 基 準 (4 段階)
(1) 博物館活動の基盤となる、展示、調査研究等を推進させる措置	A (十分に実施している)
(2) 道民が特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とするための措置	B (十分に実施していない)
(3) 利用者の視点に立った博物館づくりへの措置	A (十分に実施している)
(4) 道民との連携、協働する博物館づくりへの措置	A (十分に実施している)
(5) 北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献する措置	B (十分に実施していない)
(6) 道民の知的興味に応える博物館づくりへの措置	B (十分に実施していない)
(7) 研究成果を活かし、北海道の豊かな未来の実現に向けた措置	B (十分に実施していない)
(8) アイヌ文化の振興に寄与すると共に多文化共生社会の実現に向けた措置	A (十分に実施している)
(9) 各々の措置を実施するために必要なガバナンス体制の確立に向けた措置	A (十分に実施している)

平成 28 年度の北海道博物館事業に対する内部評価

評 価 項 目	評 価 基 準 (4 段階)
(1) 博物館活動の基盤となる、展示、調査研究等を推進させる措置	A (十分に実施している)
(2) 道民が特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とするための措置	A (十分に実施している)
(3) 利用者の視点に立った博物館づくりへの措置	B (十分に実施していない)
(4) 道民との連携、協働する博物館づくりへの措置	B (十分に実施していない)
(5) 北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献する措置	B (十分に実施していない)
(6) 道民の知的興味に応える博物館づくりへの措置	B (十分に実施していない)
(7) 研究成果を活かし、北海道の豊かな未来の実現に向けた措置	A (十分に実施している)
(8) アイヌ文化の振興に寄与すると共に多文化共生社会の実現に向けた措置	A (十分に実施している)
(9) 各々の措置を実施するために必要なガバナンス体制の確立に向けた措置	B (十分に実施していない)

平成 29 年度の北海道博物館事業に対する内部評価

評 価 項 目	評 価 基 準 (4 段階)
(1) 博物館活動の基盤となる、展示、調査研究等を推進させる措置	A (十分に実施している)
(2) 道民が特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とするための措置	A (十分に実施している)
(3) 利用者の視点に立った博物館づくりへの措置	B (十分に実施していない)
(4) 道民との連携、協働する博物館づくりへの措置	B (十分に実施していない)
(5) 北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献する措置	A (十分に実施している)
(6) 道民の知的興味に応える博物館づくりへの措置	B (十分に実施していない)
(7) 研究成果を活かし、北海道の豊かな未来の実現に向けた措置	A (十分に実施している)
(8) アイヌ文化の振興に寄与すると共に多文化共生社会の実現に向けた措置	B (十分に実施していない)
(9) 各々の措置を実施するために必要なガバナンス体制の確立に向けた措置	B (十分に実施していない)

項目別評価・総括評価の評価基準と判断の目安

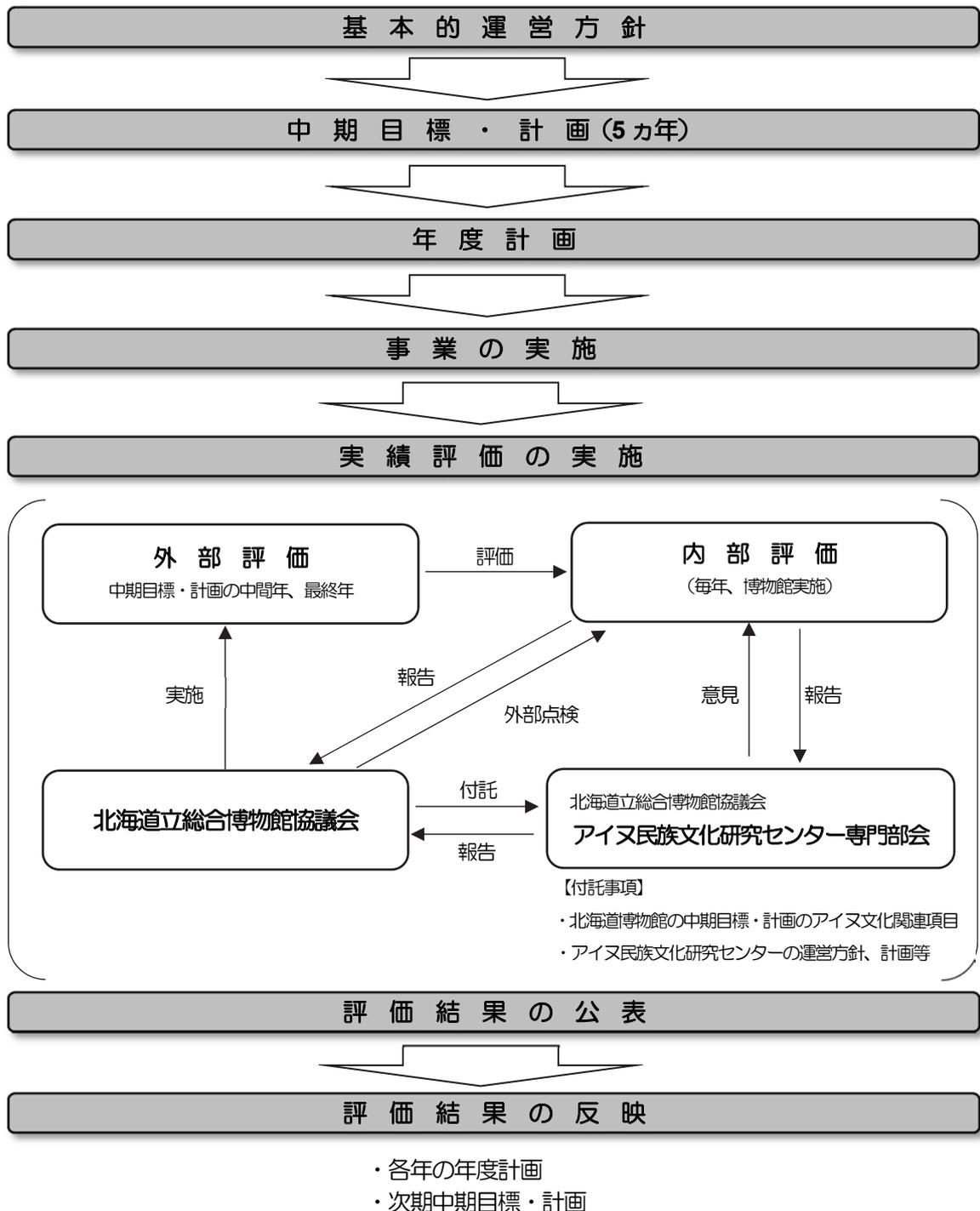
評 価 基 準	判 断 の 目 安	
	取組の項目に関する事項 (右欄の項目以外の項目)	数値目標の項目に関する事項
「S」 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が 90%以上
「A」 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	(S、A の評価は取組状況を勘案の上、判断する。)
「B」 十分に実施していない	取り組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき	達成度が 90%未満
「C」 実施していない	取組が行われていないとき	(B、C の評価は取組状況を勘案の上、判断する。)

外部評価

協議会により、博物館の中期目標・計画期間の中間年度及び終了年度に中期目標・計画の達成状況に関する外部評価が実施されます。

- 評価項目
- (1) 内部評価の結果に対する評価
 - (2) 内部評価の方法に対する評価
 - (3) 各年度の事業計画に対する評価
 - (4) 目標管理体制に対する評価
 - (5) ガバナンスに対する評価

アイヌ民族文化研究センター専門部会は、アイヌ民族文化研究センターの事業計画やその実績に関して基礎的な意見交換を行い、その結果を外部評価の資料として提出します。



中間外部評価結果

北海道博物館 第1期中間目標・計画期(平成27～31年)の中間年にあたる平成29年度の第1回北海道立総合博物館協議会において、この期間の中間外部評価に関する総合協議を行いました。

北海道博物館の平成27、28年度の内部評価結果に対して、事前に各協議会委員が評価を実施したものを協議会において協議したうえで、平成27・28年度の総合評価について評点(評価基準)及び総評が決定されました。

評価項目	評価基準(4段階)
北海道博物館 第1期中間目標・計画期 中間外部評価 総括評価	B(十分に実施していない)

【総評】

総括評価番号1「博物館活動の基盤となる、展示、調査研究等を推進させる措置」、総括評価番号2「道民が特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とするための措置」、総括評価番号7「研究成果を活かし、北海道の豊かな未来の実現に向けた措置」、総括評価番号8「アイヌ文化の振興に寄与すると共に多文化共生社会の実現に向けた措置」については、A評価であり十分に実施されているものと評価された。この評価から北海道博物館は、博物館としての基本的活動、成果公開、アイヌ文化振興について高く評価された、とまとめられる。

総括評価番号3「利用者の視点に立った博物館づくりへの措置」、総括評価番号4「道民との連携、協働する博物館づくりへの措置」、総括評価番号5「北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献する措置」、総括評価番号6「道民の知的興味に応える博物館づくりへの措置」、総括評価番号9「各々の措置を実施するために必要なガバナンス体制の確立に向けた措置」については、B評価であり十分に実施されていないと評価された。

この点は、①博物館活動における、地域・道民(利用者)との協働及び地域活性化へのリーダーシップ不足、②組織としてのガバナンスの不透明さがある、とまとめられる。

評価項目	評価基準(4段階)
(1) 博物館活動の基盤となる、展示、調査研究等を推進させる措置	A(十分に実施している)
(2) 道民が特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とするための措置	A(十分に実施している)
(3) 利用者の視点に立った博物館づくりへの措置	B(十分に実施していない)
(4) 道民との連携、協働する博物館づくりへの措置	B(十分に実施していない)
(5) 北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献する措置	B(十分に実施していない)
(6) 道民の知的興味に応える博物館づくりへの措置	B(十分に実施していない)
(7) 研究成果を活かし、北海道の豊かな未来の実現に向けた措置	A(十分に実施している)
(8) アイヌ文化の振興に寄与すると共に多文化共生社会の実現に向けた措置	A(十分に実施している)
(9) 各々の措置を実施するために必要なガバナンス体制の確立に向けた措置	B(十分に実施していない)

【課題】

(1) 協議会委員の館内視察の機会では、豊富な学術資料が収蔵されている状況が見学できたが、すでに標本資料庫は資料で埋め尽くされており、今後の資料収集を妨げない学術資料・図書収蔵庫の整備が必要と強く指摘された。北海道の文化的知財・資料の恒久的な保存管理は、博物館の第一義的な使命であることを明記し、道民が安心して学術資料・図書を付託できる収蔵庫整備が望まれる。

(2) 本庁を含めたガバナンスの再構築(北海道開拓の村、旧赤れんが庁舎の活用方法を含む)、特にガバナンスの可視化のための検討、学芸員・研究職員の個人の目標値設定とその達成度の明確化、オーディエンスリサーチ方法の再検討、学校教育との連携強化、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進があげられた。

(3) 外部評価方法についても問題点が指摘された。1点目として、評価番号による評価項目の整理が不十分である。特に、複数の評価番号に同項目(内容)が重複するなど評価対象が曖昧な分類になっている。「基本的運営方針」「中間計画・目標/年度計画」と「評価項目」の関係が複雑なため、本来単純な評価内容のものが、極めて分かりにくいものになっている。この方法は、協議会が諮問を受けて作成した方法(答申)であるが、さらなる検討が必要である。2点目としては、S、A、B、Cの評価基準のうち、A:十分に実施している、B:十分に実施していない、となっており、通常に実施している評価について書きにくいものになっている。次回の外部評価では、その基準の検討が望まれる。

(4) 諮問と答申、さらに外部評価と協議会との関係についても、意見が出された。協議会に知事から諮問されたのは、「評価方法のあり方について」であり、評価そのものの実施ではなかった。評価方法を作成した協議会委員は内部の実務的委員と考えられ、外部の立場から評価をするもの(委員)としてはふさわしくないという意見である。今回が初回の外部評価であるため、協議会委員がおこなうことは例外的となるかもしれないが、今後、内部と外部の明確な区別を示すことが必要との意見があった。また、今回の外部評価の実施については、協議会は諮問を受けていない。この点は知事、あるいは館長が協議会へ諮問する行政的な手順をふまえた方が望ましいという意見があった。

4 利用者調査

道民と共に歩み、愛される博物館を目指し、利用者からの意見・評価を幅広く集め、今後の展示の企画や教育普及事業、広報活動といった博物館活動や運営の改善に活かすため、アンケートによる利用者調査を実施しています。平成28(2016)・29(2017)年度の実施時期と結果は以下のとおりです。

平成28年度 利用者調査結果

	期間	観覧者数	アンケート回答数				
			回答率	総数	男性	女性	
№1 第5回企画テーマ展 アイヌ民族資料を守り伝える力 総合展示(上記の1項目として実施)	2016年 4月28日～ 6月5日	9,419	1.4%	128	68	54	
	2016年 4月28日～ 6月5日	12,685	0.7%	86			
№2 第2回特別展 ジオパークへ行こう! 総合展示(上記の1項目として実施)	2016年 7月9日～ 9月25日	59,243	1.6%	945	467	450	
	2016年 7月9日～ 9月25日	56,993	0.8%	475			
№3 第6回企画テーマ展 きれい?不思議?楽しい!?漂着物 総合展示(上記の1項目として実施)	2016年 10月14日～ 11月27日	6,139	2.2%	137	58	78	
	2016年 10月14日～ 11月27日	7,991	1.1%	91			
№4 第1回蔵出し展 アイヌ民族の造形美 総合展示(上記の1項目として実施)	2016年 12月22日～ 2017年 1月15日	1,632	2.0%	32	14	18	
	2016年 12月22日～ 2017年 1月15日	1,796	1.3%	24			
№5 巡回展 2020年東京オリンピック・パラリンピックがやってくる 第7回企画テーマ展 あったかい住まい 総合展示(上記の1項目として実施)	2017年 2月3日～ 3月17日	4,267	1.3%	54			
	2017年 2月3日～ 3月31日	5,445	1.4%	77			
	2017年 2月3日～ 3月31日	6,492	0.2%	15			
		計	172,102	1.2%	2,064	607	600

アイヌ文化巡回展		間 期	観覧者数	アンケート回答数			
				回答率	総数	男性	女性
№6 第1回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 枝幸	2016年 7月5日～ 9月4日	2,705	3.5%	95	31	63	
№7 第2回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 美幌	2016年 10月8日～ 11月27日	1,014	3.3%	33	21	11	
		計	3,719	3.4%	128	52	74

■ 年代

		10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70代	80代以上	総計
№1 第5回企画テーマ展 アイヌ民族資料を守り伝える力		18	33	14	7	15	6	4	12	13	3	125
	第2回特別展 ジオパークへ行こう!	398	285	20	64	72	24	14	26	29	13	945
№3 第6回企画テーマ展 きれい?不思議?楽しい!?漂着物		27	29	15	6	18	9	9	16	4	3	136
	第1回蔵出し展 アイヌ民族の造形美	2	4	8	0	3	4	2	3	5	1	32
№5 巡回展 2020年東京オリンピック・パラリンピックがやってくる 第7回企画テーマ展 あったかい住まい		8	11	8	6	16	13	6	8	3	3	82
	計	453	362	65	83	124	56	35	65	54	23	1,320

アイヌ文化巡回展		10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70代	80代以上	総計
№6 第1回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 枝幸	2016年 7月5日～ 9月4日	20	26	4	3	9	7	0	7	12	7	95
№7 第2回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 美幌	2016年 10月8日～ 11月27日	1	0	2	1	3	3	3	7	11	1	32
計		21	26	6	4	12	10	3	14	23	8	127

■ 居住地

		札幌市内	江別市	北広島市	恵庭市	千歳市	石狩市	その他道内	道外	国外
№1	第5回企画テーマ展 アイヌ民族資料を守り伝える力	38	6	2	2	0	1	25	8	1
№2	第2回特別展 ジオパークへ行こう！	600	48	27	25	20	11	124	76	9
№3	第6回企画テーマ展 きれい？不思議？楽しい！？漂着物	86	15	4	0	3	0	14	11	2
№4	第1回蔵出し展 アイヌ民族の造形美	25	3	0	0	0	0	4	0	0
№5	巡回展 2020年東京オリンピック・パラリンピックがやってくる									
	第7回企画テーマ展 あったかい住まい	40	5	6	1	1	1	10	12	4
計		789	77	39	28	24	13	177	107	16

アイヌ文化巡回展		枝幸町	浜頓別町	中頓別町	宗谷管内	オホーツク管内	上川管内	その他道内	道外	国外
№6	第1回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 枝幸	15	4	4	7	5	14	28	15	1

アイヌ文化巡回展		美幌町	大空町	北見市	宗谷管内	オホーツク管内	上川管内	その他道内	道外	国外
№7	第2回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 美幌	14	3	5	4	0	1	4	1	0

■ 同伴者

		ひとりで	友人・仲間	カップル	夫婦	家族・親子で	学校で	その他
№1	第5回企画テーマ展 アイヌ民族資料を守り伝える力	19	10	2	13	27	12	1
№2	第2回特別展 ジオパークへ行こう！	43	59	15	26	665	64	40
№3	第6回企画テーマ展 きれい？不思議？楽しい！？漂着物	34	17	6	21	54	2	0
№4	第1回蔵出し展 アイヌ民族の造形美	13	2	4	4	9	0	0
№5	巡回展 2020年東京オリンピック・パラリンピックがやってくる							
	第7回企画テーマ展 あったかい住まい	34	10	0	13	21	0	4
計		143	98	27	77	776	78	45

アイヌ文化巡回展		ひとりで	友人・仲間	カップル	夫婦	家族・親子で	学校で	その他
№6	第1回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 枝幸	4	23	3	9	44	2	7
№7	第2回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 美幌	19	3	0	6	4	0	0
計		23	26	3	15	49	2	7

■ 情報源

		複数回答可											
		新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	ポスター	ちらし	友人・知人の口コミ	友人・知人のSNS	当館のHP	当館のイベント	赤れんが庁舎展示	その他
№1	第5回企画テーマ展 アイヌ民族資料を守り伝える力	8	2	2	0	11	7	5	1	7	5	1	36
№2	第2回特別展 ジオパークへ行こう！	109	31	88	9	187	313	63	19	22	22	7	201
№3	第6回企画テーマ展 きれい？不思議？楽しい！？漂着物	13	2	4	4	14	21	12	5	12	18	2	41
№4	第1回蔵出し展 アイヌ民族の造形美	9	0	1	1	5	5	6	0	5	1	1	9
№5	巡回展 2020年東京オリンピック・パラリンピックがやってくる	6	0	2	1	9	9	5	5	6	4	2	12
	第7回企画テーマ展 あったかい住まい	6	0	0	0	6	10	9	2	11	11	2	21
計		151	35	97	15	232	365	100	32	63	61	15	320

		複数回答可										
		新聞	広報誌	テレビ	ラジオ	ポスター	友人・知人の口コミ	友人・知人のSNS	巡回館HP	道博のHP	来館して	その他
№6	第1回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 枝幸	11	3	3	0	3	12	4	8	2	39	11
№7	第2回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 美幌	8	7	4	0	2	5	0	8	0	9	4
計		170	45	104	15	237	104	43	65	109	30	320

■ 展示に対する満足度

		満足度	内訳			
			たいへん満足	満足	不満足	たいへん不満
№1	総合展示 2016年4月28日～6月5日	93.0%	46	34	5	1
№2	総合展示 2016年7月9日～9月25日	92.2%	232	206	17	20
№3	総合展示 2016年10月14日～11月27日	95.6%	43	44	3	1
№4	総合展示 2016年12月22日～2017年1月5日	100.0%	18	6	0	0
№5	総合展示 2017年3月18日～3月31日	100.0%	6	6	0	0
№1	第5回企画テーマ展 アイヌ民族資料を守り伝える力	94.9%	59	53	5	1
№2	北海道博物館第2回特別展 ジオパークへ行こう！	85.4%	346	393	70	56
№3	第6回企画テーマ展 きれい？不思議？楽しい！？漂着物	94.6%	69	53	5	2
№4	第1回蔵出し展 アイヌ民族の造形美	100.0%	18	13	0	0
№5	巡回展 2020年東京オリンピック・パラリンピックがやってくる	95.9%	19	28	2	0
	第7回企画テーマ展 あったかい住まい	95.8%	21	48	3	0
計		90.2%	877	884	110	81

		満足度	内訳			
			たいへん満足	満足	不満足	たいへん不満
№6	第1回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 枝幸	100.0%	49	32	0	0
№7	第2回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2016 美幌	91.7%	7	15	2	0
計		98.1%	56	47	2	0

平成 29 年度 利用者調査結果

	期間	観覧者数	アンケート回答数			
			回答率	総数	男性	女性
№1 第8回企画テーマ展 夜の森 ようこそ！動物たちの世界へ 総合展示(上記の1項目として実施)	2017年 4月 28日 ～ 6月 4日	10,484	1.9%	202	86	114
	2017年 4月 28日 ～ 6月 4日	11,726	1.3%	155		
№2 第2回特別展 プレイボール 総合展示(上記の1項目として実施)	2017年 7月 8日 ～ 9月 24日	19,565	1.7%	330	209	112
	2017年 7月 8日 ～ 9月 24日	33,592	0.8%	272		
№3 第9回企画テーマ展 弥永コレクション 総合展示(上記の1項目として実施)	2017年 10月 20日 ～ 12月 24日	8,354	1.5%	118	60	57
	2017年 10月 20日 ～ 12月 24日	7,938	0.9%	74		
№4 第10回企画テーマ展 カムイとアイヌのものがたり 総合展示(上記の1項目として実施)	2018年 02月 2日 ～ 4月 8日	7,247	1.5%	110	58	49
	2018年 02月 2日 ～ 4月 8日	7,155	1.0%	74		
		計	1.3%	1,335	413	332

アイヌ文化巡回展		期間	観覧者数	アンケート回答数			
				回答率	総数	男性	女性
№5 第3回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2017 羅臼		2017年 7月 22日 ～ 10月 18日	952	7.5%	71	46	27

■ 年代

		10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70代	80代以上	総計
№1 第8回企画テーマ展 夜の森 ようこそ！動物たちの世界へ		59	54	14	14	28	14	7	7	3	2	202
	№2 第3回特別展 プレイボール	58	77	34	19	42	39	14	11	19	7	320
№3 第9回企画テーマ展 弥永コレクション		24	15	6	2	18	15	11	12	13	2	118
	№4 第10回企画テーマ展 カムイとアイヌのものがたり	15	9	17	14	12	12	10	8	11	0	108
計		156	155	71	49	100	80	42	38	46	11	748

アイヌ文化巡回展		10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70代	80代以上	総計
№5 第3回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2017 羅臼		0	5	2	5	16	20	6	13	3	2	72

■ 居住地

		札幌市内	江別市	北広島市	恵庭市	千歳市	石狩市	その他道内	道外	国外
№1 第8回企画テーマ展 夜の森 ようこそ！動物たちの世界へ		120	32	0	3	1	1	28	10	4
	№2 第3回特別展 プレイボール	195	16	10	7	4	2	47	27	3
№3 第9回企画テーマ展 弥永コレクション		77	11	5	1	1	2	12	6	1
	№4 第10回企画テーマ展 カムイとアイヌのものがたり	66	6	0	1	1	0	14	13	3
計		458	65	15	12	7	5	101	56	11

アイヌ文化巡回展		羅臼町	標津町	斜里町	根室管内	その他道内	道外	国外
№5 第3回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2017 羅臼		2	1	1	1	7	59	0

■ 同伴者

		ひとりで	友人・仲間	カップル	夫婦	家族・親子で	学校で	その他
№1	第8回企画テーマ展 夜の森 ようこそ！動物たちの世界へ	24	28	9	8	113	18	2
№2	第3回特別展 プレイボール	84	33	5	42	110	16	6
№3	第9回企画テーマ展 弥永コレクション	40	7	4	19	38	2	4
№4	第10回企画テーマ展 カムイとアイヌのものがたり	29	28	3	14	30	0	1
計		177	96	21	83	291	36	13

アイヌ文化巡回展		ひとりで	友人・仲間	カップル	夫婦	家族・親子で	学校で	その他
№5	第3回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2017 羅臼	26	3	0	18	21	0	3

■ 情報源

		複数回答可											
		新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	ポスター	ちらし	友人・知人の口コミ	友人・知人のSNS	当館のHP	当館のイベント	赤れんが庁舎展示	その他
№1	第8回企画テーマ展 夜の森 ようこそ！動物たちの世界へ	11	3	2	2	17	56	19	2	20	21	1	60
№2	第3回特別展 プレイボール	90	16	3	10	55	74	20	13	18	15	3	41
№3	第9回企画テーマ展 弥永コレクション	23	4	2	5	20	18	10	5	14	5	4	26
№4	第10回企画テーマ展 カムイとアイヌのものがたり	9	3	1	1	12	10	15	2	23	13	4	25
計		133	26	8	18	104	158	64	22	75	54	12	152

		複数回答可									
		新聞	広報誌	テレビ	ラジオ	ポスター	友人・知人の口コミ	友人・知人のSNS	道博のHP	来館して	その他
№5	第3回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2017 羅臼	1	4	0	0	16	1	1	1	43	3

■ 展示に対する満足度

		満足度	内訳			
			たいへん満足	満足	不満足	たいへん不満
№1	総合展示 2017年4月28日～6月4日	97.4%	89	62	3	1
№2	総合展示 2017年7月8日～9月24日	94.8%	169	103	12	3
№3	総合展示 2017年10月20日～12月24日	97.1%	43	25	1	1
№4	総合展示 2018年2月2日～4月8日	97.3%	40	32	2	0
№1	第8回企画テーマ展 夜の森 ようこそ！動物たちの世界へ	96.3%	106	78	5	2
№2	第3回特別展 プレイボール	94.8%	169	103	12	3
№3	第9回企画テーマ展 弥永コレクション	98.2%	58	51	2	0
№4	第10回企画テーマ展 カムイとアイヌのものがたり	97.1%	44	56	1	2
計		96.1%	718	510	38	12

		満足度	内訳			
			たいへん満足	満足	不満足	たいへん不満
№5	第3回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2017 羅臼	96.6%	16	41	2	0

5 職員の資質向上

職員の専門的知識及び教育普及活動等の技能の向上を図るために、館外で実施される研修会などへの当館職員の派遣・参加を行っています。また館内研修として、原則として毎月1回、学芸職員がそれぞれ研究経過の報告をする「館内定例研究報告会」を実施しています。

職員の派遣研修

平成28年度の派遣研修(4件、4名)

研修名	主催	研修内容	期間	場所	氏名
日本ミュージアム・マネージメント学会大会	日本ミュージアム・マネージメント学会		6月17日～19日	北海道大学(札幌市)	水島未記
日本科学教育学会年会	日本科学教育学会	科学教育における対話から学びの本質にせまる	8月19日～21日	ホルトホール大分(大分市)	水島未記
国宝・重要文化財(美術工芸品)防災・防犯対策研修会	文化庁美術学芸課	地域における防災・防犯への取組	8月2日	都道府県会館(東京都千代田区)	山際秀紀
第11回無形民俗文化財研究協議会	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部	無形文化遺産と防災・リスクマネジメントと復興サポート	12月9日	東京文化財研究所(東京都台東区)	尾曲香織

平成29年度の派遣研修(4件、7名)

研修名	主催	研修内容	期間	場所	氏名
ミュージアム・マネジメント研修会	北海道博物館協会	公的ストックを活かした博物館づくり	10月19日 ～20日	羅臼町公民館(ほか、羅臼町)	栗原憲一 遠藤志保 圓谷昂史
第65回全国博物館大会	日本博物館協会	学校教育との連携を例にした、博物館における人材育成等	11月29日 ～12月2日	iichiko 総合文化センター(ほか、(大分市)	栗原憲一 圓谷昂史
第12回無形民俗文化財研究協議会	東京文化財研究所	ユネスコ無形文化遺産制度の枠組みや内実、その変遷の概観、世界の無形文化遺産保護情勢の紹介	12月18日	東京文化財研究所(東京都台東区)	甲地利恵
第7回ミュージアム・マネジメント研修	文化庁	博物館等の企画及び管理運営に必要な専門的知識並びに美術館・歴史博物館を取り巻く社会動向	12月13～15日	東京国立博物館(東京都)	甲地利恵

館内研修

平成28年度の館内定例研究報告会

日時	発表者	研究グループ	タイトル
4月27日			各研究グループ年度計画
5月25日	尾曲香織	生活文化研究グループ	節句人形の保管と処分に関する民俗学的研究―静岡県テンジンサンを事例として―
	池田貴夫	生活文化研究グループ	現代社会におけるモノの処分と霊魂観―博物館へのモノの寄附という行為の分析から―
6月29日	水島未記	自然研究グループ	サハリン・アムール地域の植生および植物相と先住民の植物資源利用
	奥田統己	アイヌ民族文化研究センター	アイヌ口承文芸の「語り方」をさぐる：アイヌ語韻文の分析軸
7月27日	三浦泰之	歴史研究グループ	当館所蔵の記録資料について
	小林孝二	博物館研究グループ	近代堅穴住居再読
9月7日	堀繁久	自然研究グループ	野幌森林公園の両生類・爬虫類と外来種
	春木晶子	歴史研究グループ	蝦夷の絵馬
10月26日	村上孝一	博物館研究グループ	開拓の村 整備のあゆみ
	大谷洋一	アイヌ文化研究グループ	カムイからアイヌへの意思伝達について―北海道アイヌの散文説話を中心に―
11月16日	甲地利恵	アイヌ文化研究グループ	アイヌ音楽の拍節構造について
	添田雄二	自然研究グループ	「小氷河期最寒冷期と巨大噴火・津波がアイヌ民族へ与えた影響」調査速報

11月30日	舟山直治		鳥取県、兵庫県、岡山県の川スソ祭りについて
	右代啓視	歴史研究グループ	北方四島の考古学的研究について
12月21日	鈴木琢也	歴史研究グループ	捺文文化の成立過程
	田村雅史	アイヌ文化研究グループ	【小話】加賀家文書「チャコルベ」
1月26日	表溪太	自然研究グループ	極東ロシアと北海道のシマフクロウ研究
	会田理人	生活文化研究グループ	全道樺太実業団野球大会
2月22日	栗原憲一	博物館研究グループ	2016年度博物館実習において実施した来場者調査について
	寺林伸明	歴史研究グループ	政治と研究
3月29日	出利薬浩司	アイヌ文化研究グループ	アイヌ物質文化はどのような視点から研究されてきたのだろうかー民俗学研究と考古学研究のはざまー
	青柳かつら	生活文化研究グループ	高齢者と協働するナレッジ活用型地域資源学習プログラムの開発

平成29年度の館内定例研究報告会

日時	発表者	研究グループ	タイトル
4月26日	甲地利恵	アイヌ文化研究グループ	2016年10月～11月 アルバータ州での調査報告
	表溪太	自然研究グループ	
	堀繁久	博物館研究グループ	
6月15日			各研究グループ年度計画
6月28日	水島未記	自然研究グループ	漂着した鯨類の調査と「ストランディングネットワーク北海道」の活動
	池田貴夫	生活文化研究グループ	けん玉教授法の研究
7月26日	東俊佑	歴史研究グループ	ロシア・サンクトペテルブルグでの史料調査について
	佐々木利和	アイヌ民族文化研究センター	『職貢図（しょっこうず）』中の「庫野（くえ）」の描写について
9月6日	小川正人	アイヌ民族文化研究センター	近代におけるアイヌ民族による伝統文化の紹介・展示に関する調査について
	山際秀紀	生活文化研究グループ	亜麻播種器の分類に関する問題について
10月4日	櫻井万里子	博物館研究グループ	博物館出版物の現状
	大坂拓	アイヌ文化研究グループ	アイヌ民族の葬礼具の変容
10月25日	山田伸一	歴史研究グループ	開拓使が持ち込んで自然界に放った生き物たち
	舟山直治		松前神楽調査事業（平成26～28年度）について
11月28日	添田雄二	自然研究グループ	科研費調査速報
12月27日	大谷洋一	アイヌ文化研究グループ	アイヌ文学で語られる河童について
	尾曲香織	生活文化研究グループ	女性の技術習得と地域社会ー新十津川町の青年団と裁縫所ー
2月14日	遠藤志保	アイヌ文化研究グループ	〈カムイとアイヌのものがたり〉の物語
	村上孝一	博物館研究グループ	開拓の村の建造物について
2月28日	小林孝二	博物館研究グループ	ごく私的な研究史
	青柳かつら	生活文化研究グループ	高齢者と協働するナレッジ活用型地域学習プログラムの開発
3月28日	圓谷昂史	自然研究グループ	「石狩低地帯北部地域を中心とした新生代の古環境復元」の調査報告
	三浦泰之	歴史研究グループ	特別展「幕末維新を生きた旅の巨人 松浦武四郎」に向けて

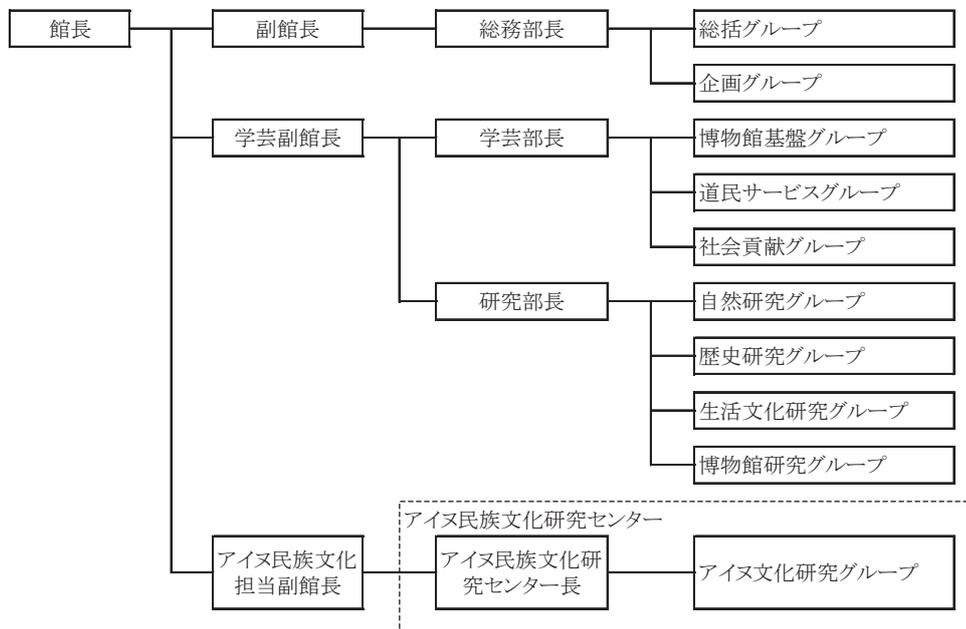
6 組織・職員名簿

歴代館長

初代 石森秀三

平成27(2015)年4月1日～

組織



現員（平成28年4月1日現在）

所属	区分	常勤		非常勤		合計
		行政職	研究職	特別職	一般職	
館長				1		1
副館長		1				1
学芸副館長			欠			0
アイヌ民族文化担当副館長				1		1
アイヌ民族文化研究センター長			1			1
部長		1	1(1)			2(1)
総括グループ		5(1)				5(1)
企画グループ			5			5
博物館基盤グループ			9			9
道民サービスグループ			8			8
社会貢献グループ		1	5			6
自然研究グループ			(4)			(4)
歴史研究グループ			(7)			(7)
生活文化研究グループ			(5)			(5)
博物館研究グループ		(1)	(5)			(6)
アイヌ文化研究グループ			(7)	2		2(7)
解説員					14	14
合計		8(2)	29(29)	4	14	55(31)

※（ ）は、兼務数で外数。

現 員（平成29年4月1日現在）

所属	区分		非常勤		合計
	常勤		特別職	一般職	
	行政職	研究職			
館長			1		1
副館長	1				1
学芸副館長		1			1
アイヌ民族文化担当副館長			1		1
アイヌ民族文化研究センター長		(1)			(1)
部長	1	1(1)			2(1)
総括グループ	5(1)				5(1)
企画グループ		5			5
博物館基盤グループ		8			8
道民サービスグループ		7			7
社会貢献グループ	1	4(1)			5(1)
自然研究グループ		(4)			(4)
歴史研究グループ		(6)			(6)
生活文化研究グループ		(5)			(5)
博物館研究グループ	(1)	(5)			(6)
アイヌ文化研究グループ		1(4)	1		2(4)
解説員				13	13
合計	8(2)	27(27)	3	13	51(29)

※（ ）は、兼務数で外数。

職員名簿（平成28年4月1日現在）

北海道博物館	
館長（非常勤）	石森 秀三
副館長	吉田 公伸
学芸副館長	欠
アイヌ民族文化担当副館長（非常勤）	中村 亘

総務部	
総務部長	北 敏文

総括グループ	
主幹（GL）（兼）	北 敏文
主査	中野 淑行
主査	藤本 剛
主査	今 聡人
主任	西尾 千秋
主任	徳本 彩

企画グループ	
学芸主幹（GL）	右代 啓視
学芸主査	三浦 泰之
学芸主査	会田 理人
研究職員	田村 雅史
学芸員	小林 孝二

学芸部	
学芸部長	舟山 直治

博物館基盤グループ	
学芸主幹（GL）	堀 繁久
学芸主査	山際 秀紀
学芸主査	鈴木 琢也
学芸主査	山田 伸一

学芸員	添田 雄二
研究職員	遠藤 志保
学芸員	表 溪太
学芸員	寺林 伸明
学芸員	村上 孝一

道民サービスグループ	
学芸主幹（GL）	池田 貴夫
学芸主査	東 俊佑
学芸主査	杉山 智昭
学芸員	春木 晶子
研究職員	大坂 拓
研究職員	圓谷 昂史
学芸員	尾曲 香織
学芸員	出利葉浩司

社会貢献グループ	
学芸主幹（GL）	水島 未記
研究主査	甲地 利恵
学芸主査	青柳かつら
主査	櫻井万里子
学芸員	栗原 憲一
研究職員	大谷 洋一

研究部	
研究部長（兼）	小川 正人
自然研究グループ	
学芸主幹（兼）	水島 未記
学芸員（兼）	添田 雄二
学芸員（兼）	表 溪太

研究職員（兼）	圓谷 昂史
---------	-------

歴史研究グループ	
学芸主幹（兼）	右代 啓視
学芸主査（兼）	三浦 泰之
学芸主査（兼）	山田 伸一
学芸主査（兼）	鈴木 琢也
学芸主査（兼）	東 俊佑
学芸員（兼）	春木 晶子
学芸員（兼）	寺林 伸明

生活文化研究グループ	
学芸主幹（兼）	池田 貴夫
学芸主査（兼）	山際 秀紀
学芸主査（兼）	会田 理人
学芸主査（兼）	青柳かつら
学芸員（兼）	尾曲 香織

博物館研究グループ	
学芸主幹（兼）	堀 繁久
学芸主査（兼）	杉山 智昭
主査（兼）	櫻井万里子
学芸員（兼）	栗原 憲一
学芸員（兼）	小林 孝二
学芸員（兼）	村上 孝一

アイヌ民族文化研究センター	
アイヌ民族文化研究センター長	小川 正人

アイヌ文化研究グループ	
研究主幹（兼）	小川 正人
研究主査（兼）	甲地 利恵

研究職員（兼）	大谷 洋一
研究職員（兼）	田村 雅史
研究職員（兼）	遠藤 志保
研究職員（兼）	大坂 拓
学芸員（兼）	出利葉浩司
研究職員（非常勤）	佐々木利和
研究職員（非常勤）	奥田 統一

解説員	
主事（非常勤）	青木 朱美
主事（非常勤）	麻生 典子
主事（非常勤）	斉藤 智子
主事（非常勤）	越田 雅子
主事（非常勤）	埴見 裕子
主事（非常勤）	福島奈緒子
主事（非常勤）	堀 泰子
主事（非常勤）	山田日登美
主事（非常勤）	浅井 雅世
主事（非常勤）	工津 尋美
主事（非常勤）	折館 里佳
主事（非常勤）	今村ゆみ子
主事（非常勤）	久保田幸恵
主事（非常勤）	川村 昌江

職員名簿（平成29年4月1日現在）

北海道博物館		研究職員 田村 雅史	研究職員（兼） 圓谷 昂史	研究職員（兼） 田村 雅史
館長（非常勤） 石森 秀三	研究職員 大坂 拓	歴史研究グループ		研究職員（兼） 遠藤 志保
副館長 梅木 克也	学芸員 表 溪太	学芸主幹（兼） 右代 啓視	研究職員（兼） 大坂 拓	
学芸副館長 小川 正人	学芸員 尾曲 香織	学芸主幹（兼） 三浦 泰之		
アイヌ民族文化担当副館長（非常勤） 中村 亘		学芸主査（兼） 山田 伸一	研究職員（非常勤） 佐々木利和	
総務部		学芸主査（兼） 鈴木 琢也	解説員	
総務部長 川田 宣人	道民サービスグループ		学芸主査（兼） 東 俊佑	主事（非常勤） 青木 朱美
総括グループ		学芸主幹（GL） 池田 貴夫	学芸員（兼） 春木 晶子	主事（非常勤） 麻生 典子
主幹（GL）（兼） 川田 宣人	学芸主査 東 俊佑	学芸主査 添田 雄二	生活文化研究グループ	
主査 中野 淑行	学芸主査 添田 雄二	学芸主査 青柳かつら	学芸主幹（兼） 池田 貴夫	主事（非常勤） 越田 雅子
主査 鈴木 健介	学芸主査 青柳かつら	学芸員 春木 晶子	学芸主査（兼） 山際 秀紀	主事（非常勤） 埴見 裕子
主査 杉村 直樹	研究職員 圓谷 昂史	研究職員 圓谷 昂史	学芸主査（兼） 会田 理人	主事（非常勤） 福島奈緒子
専門主任 西尾 千秋	学芸員 小林 孝二	学芸員 小林 孝二	学芸主査（兼） 青柳かつら	主事（非常勤） 堀 泰子
主任 徳本 彩	社会貢献グループ		学芸員（兼） 尾曲 香織	主事（非常勤） 山田日登美
企画グループ		学芸主幹（GL） 水島 未記	博物館研究グループ	
学芸主幹（GL） 右代 啓視	研究主幹（SGL）（兼） 甲地 利恵	学芸主幹（兼） 堀 繁久	学芸主幹（兼） 堀 繁久	主事（非常勤） 工津 尋美
学芸主幹（SGL） 三浦 泰之	学芸主査 杉山 智昭	学芸主査（兼） 杉山 智昭	学芸主査（兼） 杉山 智昭	主事（非常勤） 折館 里佳
学芸主査 会田 理人	主査 櫻井万里子	主査（兼） 櫻井万里子	学芸員（兼） 栗原 憲一	主事（非常勤） 今村ゆみ子
研究職員 遠藤 志保	学芸員 栗原 憲一	学芸員（兼） 栗原 憲一	学芸員（兼） 小村 孝一	主事（非常勤） 久保田幸恵
学芸員 村上 孝一	研究職員 大谷 洋一	学芸員（兼） 小村 孝一	学芸員（兼） 村上 孝一	主事（非常勤） 川村 昌江
学芸部		研究部		人事異動
学芸部長 舟山 直治	研究部長（兼） 小川 正人	アイヌ民族文化研究センター		退職（2017年10月31日付）
博物館基盤グループ		アイヌ文化研究グループ		学芸員 春木 晶子
学芸主幹（GL） 堀 繁久	自然研究グループ	アイヌ民族文化研究センター長（兼） 小川 正人	研究主幹 甲地 利恵	
学芸主査 山際 秀紀	学芸主幹（兼） 水島 未記	アイヌ文化研究グループ		
学芸主査 鈴木 琢也	学芸主査（兼） 添田 雄二	研究職員（兼） 大谷 洋一		
学芸主査 山田 伸一	学芸員（兼） 表 溪太			

グループ

主な事務分掌又は研究分野

総務部	総括グループ	館の庶務、職員の人事・服務・研修・福利厚生、職員の給与・手当、館の予算・経理・決算、庁中管理、公有財産・物品、式典、指定管理、自然公園法、道立自然公園条例など
	企画グループ	館業務の総合的企画及び連絡調整、自己点検評価、博物館協議会の運営、北海道開拓の村の整備・修繕計画など
学芸部	博物館基盤グループ	資料、展示及び調査研究に係る業務の企画、調整など
	道民サービスグループ	教育普及事業、利用者サービス及び広報に係る業務の企画、調整など
	社会貢献グループ	博物館交流、情報発信及び研究成果の活用に係る業務の企画、調整など
研究部	自然研究グループ	自然史系分野(地学、生物学)
	歴史研究グループ	歴史系分野(考古学、歴史学、美術史学)
	生活文化研究グループ	生活文化系分野(産業学、生活学)
	博物館研究グループ	博物館学系分野(展示学、博物館教育学、保存科学、資料管理学、図書館学)
アイヌ民族文化研究センター	アイヌ文化研究グループ	アイヌ文化系分野(言語、歴史、芸能、民具・伝統的生活技術)

7 予算

平成28年度当初予算

事業名	文化・スポーツ振興事業費（北海道博物館費（事業費、試験研究費）） 重点			
事業の概要	北海道博物館を中心として調査・研究や地域の情報収集の強化を図るとともに、道内博物館等の活性化を支援し、本道全体の地域文化の魅力向上を図ります。			
	項目	内容		予算額(千円)
	事業費	展示、交流連携、情報システム整備、教育普及イベント開催等		13,271
	試験研究費	調査研究		15,004
	計			28,275
予算額及び財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			28,275	30,118
	内訳	一般財源	23,571	25,414
		特定財源	4,704	4,704
摘要				

事業名	文化・スポーツ振興事業費（北海道博物館管理運営費）			
事業の概要	北海道博物館、北海道開拓の村、自然ふれあい交流館の管理・運営を行います。			
	項目	内容		予算額(千円)
	管理運営費 （指定管理負担金）	指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団 指定管理期間：H27～H30		345,748
	非常勤職員 標準経費	報酬等		86,531 522
	計			432,801
予算額及び財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			432,801	422,667
	内訳	一般財源	432,416	422,282
		特定財源	385	385
摘要				

事業名	文化・スポーツ振興事業費（北海道博物館施設整備費）			
事業の概要	北海道博物館の塔屋について、外壁の剥落のおそれがあることから、改修工事を実施します。			
	項目	内容		予算額(千円)
	博物館塔屋改修	外壁改修		34,677
	計			34,677
予算額及び財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			34,677	-
	内訳	一般財源	34,677	-
摘要				

事業名	文化・スポーツ振興事業費（開拓の村・百年記念塔施設整備費）			
事業の概要	北海道開拓の村で復元・展示している歴史的建造物の老朽化による修繕及び百年記念塔補修工事を実施します。			
	項目	内容		予算額(千円)
	施設設備整備費	開拓の村建造物補修工事 百年記念塔保守管理		7,282 2,928
	計			10,210
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			10,210	10,748
	内訳	一般財源	10,210	10,748
摘要				

事業名	文化・スポーツ振興事業費（野幌森林公園管理費・施設整備費）			
事業の概要	野幌森林公園（昭和44年開園）内における施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保の観点から、緊急度の高い施設の改修等を行います。			
	項目	内容		予算額(千円)
	野幌森林公園 施設改修工事 維持費 標準経費	橋梁・木道等補修 公園管理等		9,000 4,198 203
	計			13,401
	予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度
		13,401	14,193	
内訳		一般財源	13,401	14,193
摘要				

事業名	文化・スポーツ振興事業費（地域文化発信推進事業） 重点			
事業の概要	北海道の特色ある自然の魅力について国内外に発信するため、特別展を開催します。			
	項目	内容		予算額(千円)
	北海道博物館 特別展の開催	北海道の一億年に及ぶ大地の成り立ちの過程や豊かな自然環境の中で培われた人々の暮らしを地域の博物館等と連携し発信。 ・アンモナイトや地層標本の展示 ・子供向け体験コーナーの設置 ・動く恐竜標本の展示		8,144
	計			8,144
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			8,144	4,000
	内訳	一般財源	4,072	2,000
		特定財源	4,072	2,000
摘要				

平成29年度当初予算

事業名	文化振興事業費（北海道博物館管理運営費）			
事業の概要	北海道博物館、北海道開拓の村、自然ふれあい交流館の管理・運営を行います。			
	項目	内容		予算額 (千円)
	管理運営費（指定管理負担金）	指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団 指定管理期間：H27～H30		348,055
	非常勤職員 標準経費	報酬等		85,127 522
	計			433,704
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			433,704	432,801
	内訳	一般財源	433,319	432,416
		特定財源	385	385
	摘要			

事業名	文化振興事業費（北海道博物館費（事業費、試験研究費）） 重点			
事業の概要	北海道博物館において、北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合に収集、保管、展示、調査研究等を行うとともに、道内博物館等の活性化を支援し、本道全体の地域文化の魅力向上を図ります。			
	項目	内容		予算額 (千円)
	事業費	展示、交流連携、情報システム整備、教育普及イベント 開催等		12,164
	試験研究費	調査研究		15,004
	計			27,168
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			27,168	28,275
	内訳	一般財源	22,464	23,571
		特定財源	4,704	4,704
	摘要			

事業名	文化振興事業費（地域文化発信推進事業）			
事業の概要	北海道の魅力ある文化を国内外に発信するため、北海道博物館において特別展を開催します。			
	項目	内容		予算額 (千円)
	北海道博物館特別展の 開催	北海道博物館第3回特別展「プレイボール！－北海道と 野球をめぐる物語－」 ・野球用具、優勝記念品、解説パネル等の設置 ・元プロ野球選手による講演会の実施		8,560
	計			8,560
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			8,560	8,144
	内訳	一般財源	4,280	4,072
		特定財源	4,280	4,072
	摘要			

事業名	文化振興事業費（開拓の村・百年記念塔施設整備費）			
事業の概要	北海道開拓の村で復元・展示している歴史的建造物の老朽化による修繕及び百年記念塔補修工事を実施します。			
	項目	内容		予算額 (千円)
	施設設備整備費	開拓の村建造物補修工事 百年記念塔保守管理		7,272 2,938
	計			10,210
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			10,210	10,210
	内訳	一般財源	10,210	10,210
摘要				

事業名	文化振興事業費（野幌森林公園管理費・施設整備費）			
事業の概要	野幌森林公園内に所在する施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全確保の観点から緊急度の高い施設の改修等を行います。			
	項目	内容		予算額 (千円)
	野幌森林公園 施設改修工事 維持費 標準経費	橋梁・歩道等整備 公園管理等		9,000 4,135 203
	計			13,338
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			13,338	13,401
	内訳	一般財源	13,338	13,401
摘要				

事業名	文化振興事業費（北海道博物館費）			
事業の概要	野幌森林公園百年記念施設地区内に所在する施設の長寿命化を図るため、改修工事の実施設計を行います。			
	項目	内容		予算額 (千円)
	野幌森林公園建築物長 寿命化工事	休憩所及び案内所の改修工事実施設計		8,640
	計			8,640
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			8,640	-
	内訳	一般財源	8,640	-
		特定財源		
摘要				

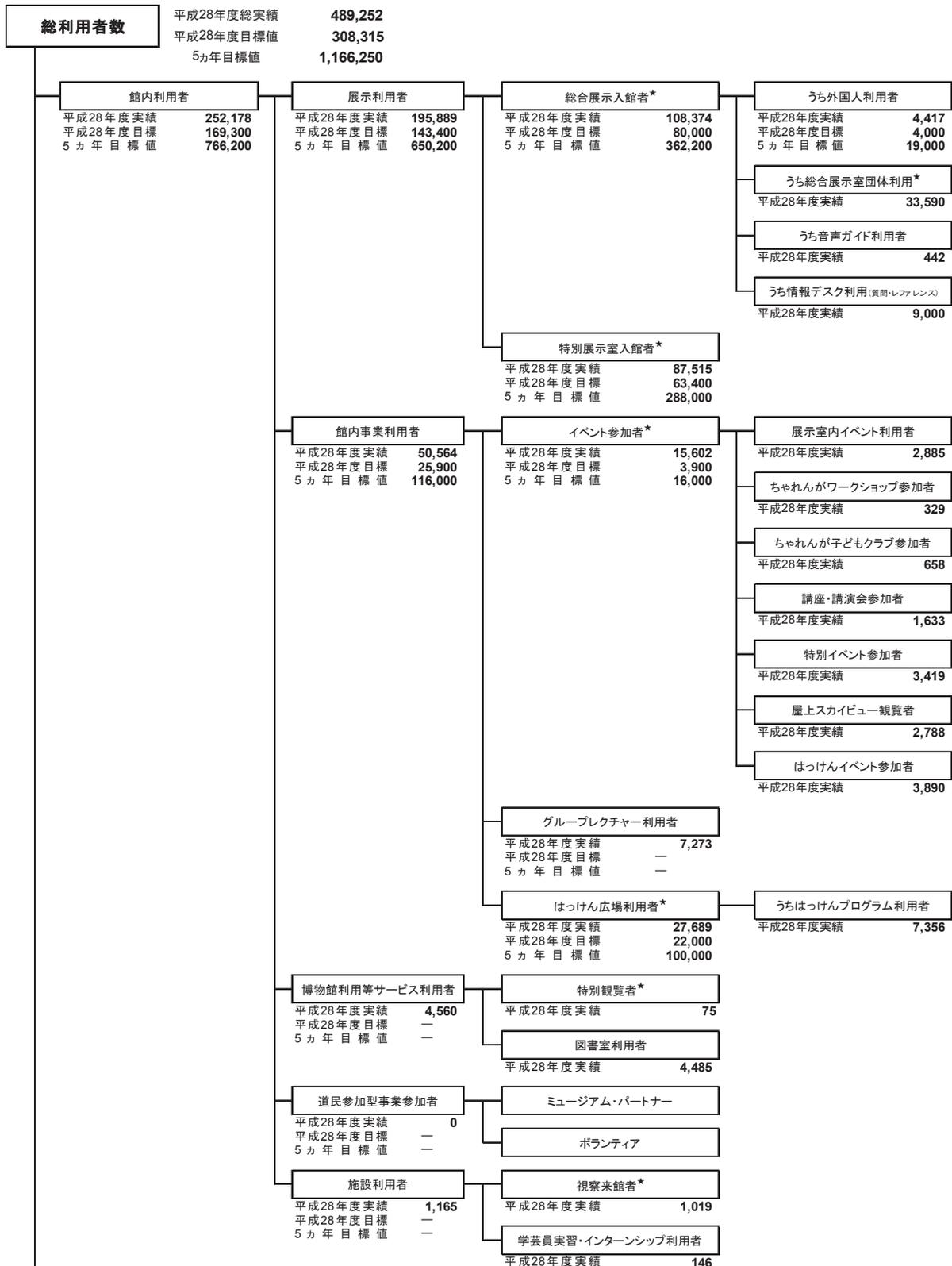
事業名	文化振興事業費（インバウンド等観光交流基盤整備加速事業費）			重点
事業の概要	北海道開拓の村における Wi-Fi 環境の整備及びトイレの洋式化の実施や、オホーツク流水科学センターにおける映像コンテンツ制作等により、観光客の利便性の向上及び誘客促進を図ります。			
	項目	内容		予算額 (千円)
	開拓の村における整備	Wi-Fi 構築工事及びトイレ洋式化工事		9,350
	オホーツク圏における 情報発信	全天周投影システムの整備及び映像コンテンツ制作		33,000
	計			42,350
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			42,350	-
	内訳	一般財源	39,350	-
		特定財源	3,000	-
摘要				

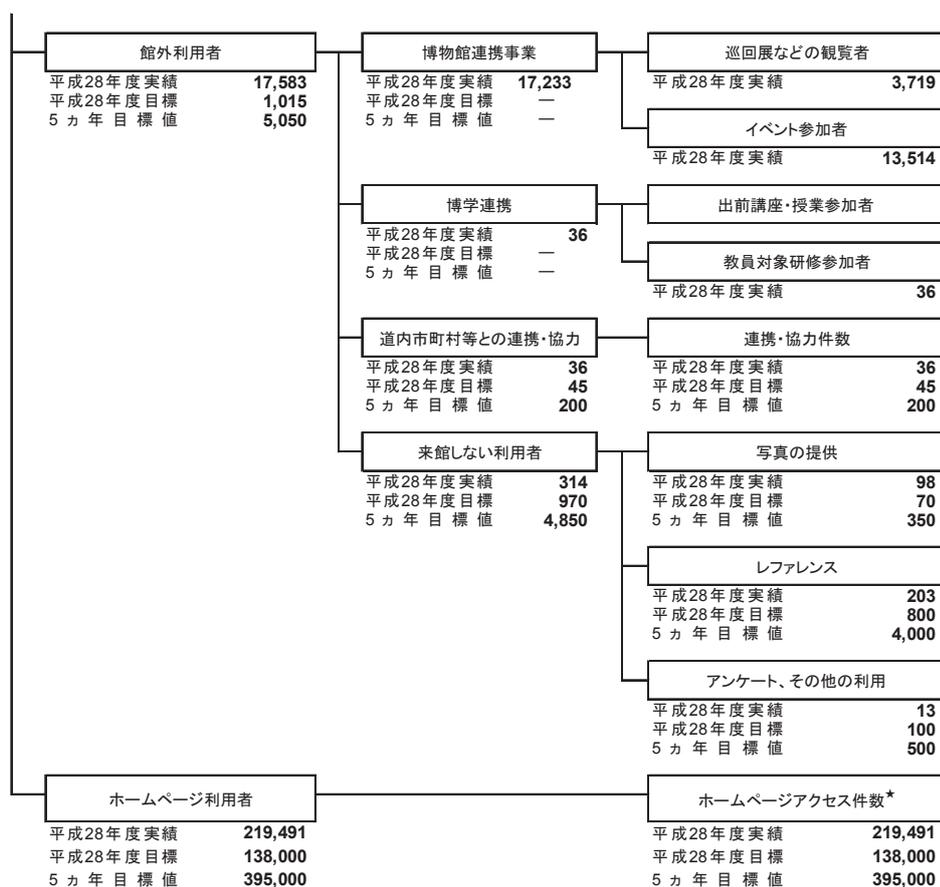
事業名	地方創生対策推進費			重点
	(歴史文化施設におけるインバウンド交流施設整備事業費) 【総合政策部】			
事業の概要	北海道開拓の村の旧小川家酪農畜舎の改修や馬車鉄道の延伸、多言語解説の充実などを行い、訪日外国人の関心が高い「歴史的まちなみ」を再整備します。			
	項目	内容		予算額 (千円)
	旧小川家酪農畜舎・旧菊田家 改修工事	施設の改修及び新たな体験・物販ブースの設置工事		105,500
	馬車鉄道延伸・改修工事	馬車鉄道の軌道延長及び改修工事		88,000
	多言語化展示解説板等設置	多言語化展示解説板及び案内板の設置		30,500
	計			224,000
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			224,000	-
	内訳	一般財源	112,000	-
		特定財源	112,000	-
摘要	他部計上（総合政策部）			

8 利用者数

平成28年度の北海道博物館の総利用者数

※用語・記号について
 ・平成28年度目標値 平成28年度の年度計画における目標値です。
 ・5カ年目標値 「北海道博物館中期目標・計画(第1期)平成27年度～平成31年度」における目標値です。
 ・★(星印) 「月別利用者数の推移」を別添掲載している項目であることを示しています。





月別利用者数の推移

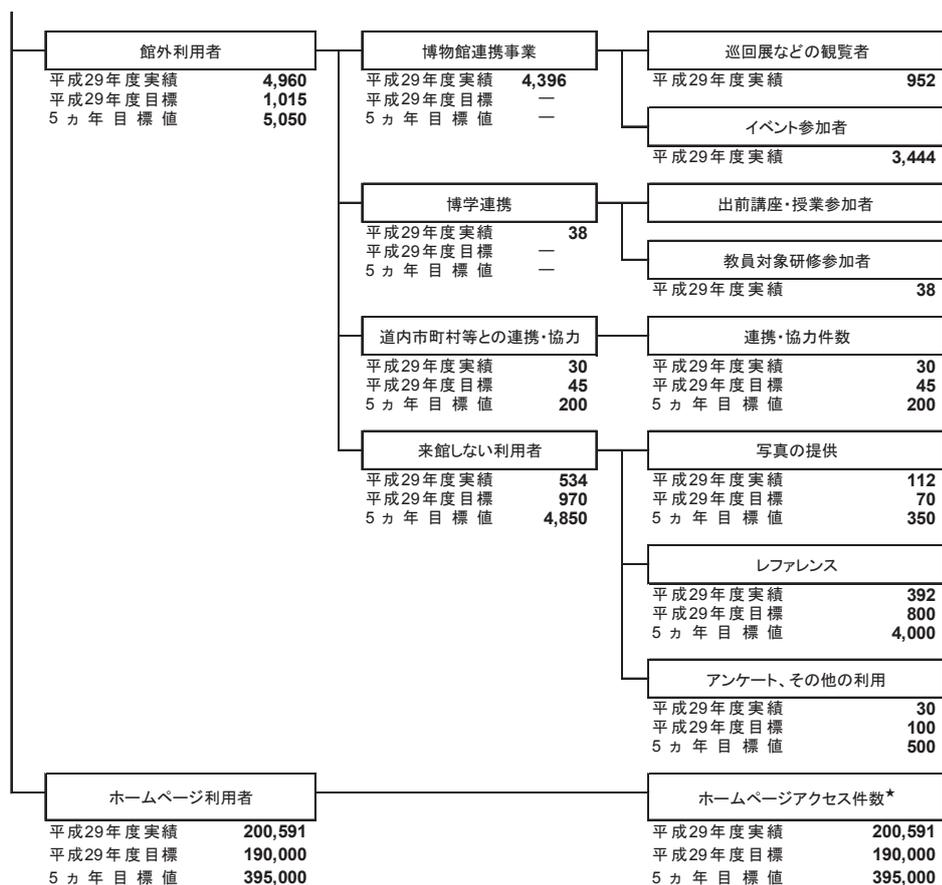
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
総合展示室	4,657	9,795	8,733	20,719	20,821	20,372	8,084	4,324	1,813	2,457	2,434	4,165	108,374
特別展示室	2,151	7,569	1,069	19,761	22,073	17,409	2,689	3,450	486	1,146	4,786	4,926	87,515
はっけん広場	1,233	2,694	1,952	4,825	4,675	5,992	1,992	1,323	693	821	467	1,022	27,689
イベント	492	2,571	329	3,224	2,225	3,177	613	717	816	358	445	501	15,468
資料閲覧	8	5	11	9	6	7	2	8	5	4	4	6	75
総合展示室団体利用	446	2,976	5,122	4,627	3,089	10,131	3,932	1,518	421	333	568	427	33,590
視察者 <small>(上段：総合展示、下段：特別展)</small>	27	26	60	204	42	152	118	59	9	18	35	47	1,019
小計	9,014	25,636	17,276	53,408	52,968	57,386	17,430	11,399	4,243	5,137	8,739	11,094	273,730
赤れんがサテライト	41,546	55,060	54,601	67,865	79,170	61,108	59,070	41,099	37,738	46,920	56,322	49,909	650,408
ホームページ	15,526	18,073	17,475	39,904	33,332	23,762	14,240	12,695	9,174	10,661	12,020	12,629	219,491
総計	66,086	98,769	89,352	161,177	165,470	142,256	90,740	65,193	51,155	62,718	77,081	73,632	1,143,629

※この表は、148-149 ページ「総利用者数」の図のうちの「★」が付いた項目と赤れんがサテライトについての月別利用者数の推移をまとめたものです。

平成 29 年度の北海道博物館の総利用者数

※用語・記号について
 ・平成 29 年度目標値 平成 29 年度の年度計画における目標値です。
 ・5 ヵ年目標値 「北海道博物館中期目標・計画(第 1 期)平成 27 年度～平成 31 年度」における目標値です。
 ・★(星印) 「月別利用者数の推移」を別添掲載している項目であることを示しています。

総利用者数		平成29年度総実績	377,877
		平成29年度目標値	413,015
		5ヵ年目標値	1,166,250
館内利用者			
平成29年度実績	172,326	平成29年度実績	124,991
平成29年度目標	222,000	平成29年度目標	190,000
5ヵ年目標値	766,200	5ヵ年目標値	650,200
展示利用者			
総合展示入館者*			
平成29年度実績	80,519	平成29年度実績	44,472
平成29年度目標	110,000	平成29年度目標	80,000
5ヵ年目標値	362,200	5ヵ年目標値	288,000
うち外国人利用者			
平成29年度実績	4,836	平成29年度実績	26,432
平成29年度目標	4,000	平成29年度実績	621
5ヵ年目標値	19,000	平成29年度実績	6,461
うち総合展示室団体利用*			
うち音声ガイド利用者			
うち情報デスク利用(質問・レファレンス)			
特別展示室入館者*			
館内事業利用者			
平成29年度実績	43,644	平成29年度実績	16,349
平成29年度目標	32,000	平成29年度目標	6,000
5ヵ年目標値	116,000	5ヵ年目標値	16,000
イベント参加者*			
展示室内イベント利用者			
平成29年度実績	7,785	平成29年度実績	382
ちゃれんがワークショップ参加者			
平成29年度実績	390	平成29年度実績	1,834
ちゃれんが子どもクラブ参加者			
平成29年度実績	390	平成29年度実績	1,505
講座・講演会参加者			
平成29年度実績	1,834	平成29年度実績	1,505
特別イベント参加者			
平成29年度実績	1,505	平成29年度実績	2,072
屋上スカイビュー観覧者			
平成29年度実績	2,072	平成29年度実績	2,381
はっけんイベント参加者			
平成29年度実績	2,381	平成29年度実績	6,754
グループレクチャー利用者			
平成29年度実績	7,097	平成29年度実績	20,198
平成29年度目標	—	平成29年度目標	26,000
5ヵ年目標値	—	5ヵ年目標値	100,000
はっけん広場利用者*			
博物館利用等サービス利用者			
平成29年度実績	2,839	平成29年度実績	55
平成29年度目標	—	平成29年度実績	2,784
5ヵ年目標値	—	特別観覧者*	
道民参加型事業参加者			
平成29年度実績	0	図書室利用者	
平成29年度目標	—	平成29年度実績	
5ヵ年目標値	—	2,784	
施設利用者			
平成29年度実績	852	ミュージアム・パートナー	
平成29年度目標	—	ボランティア	
5ヵ年目標値	—	視察来館者*	
学芸員実習・インターンシップ利用者			
平成29年度実績	852	平成29年度実績	
平成29年度目標	—	769	
5ヵ年目標値	—	83	



月別利用者数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
総合展示室	4,303	9,282	7,876	11,503	12,128	14,019	6,609	4,380	1,840	2,614	2,375	3,590	80,519
特別展示室	1,495	7,665	1,324	5,042	7,332	7,191	1,980	4,318	2,056	0	2,508	3,561	44,472
はっけん広場	1,132	2,313	1,700	2,222	2,647	4,190	2,000	1,168	565	652	565	1,044	20,198
イベント	1,610	4,479	446	3,210	2,020	1,300	513	712	477	485	462	635	16,349
資料閲覧	2	4	1	5	6	6	6	4	3	1	9	8	55
総合展示室団体利用	448	730	4,241	3,065	2,882	8,828	3,101	1,469	175	766	356	371	26,432
視察者 <small>(上段：総合展示、下段：特別展)</small>	27	15	85	171	14	48	108	38	33	6	38	9	769
小計	9,017	24,488	15,673	25,345	27,045	35,616	14,317	12,089	5,149	4,524	6,313	9,218	188,794
赤れんがサテライト	41,853	59,773	59,221	70,887	88,843	62,624	59,738	45,881	43,096	47,824	58,287	51,553	689,580
ホームページ	19,179	19,602	17,443	29,004	23,212	16,534	13,468	13,697	10,425	12,152	11,069	14,806	200,591
総計	70,049	103,863	92,337	125,236	139,100	114,774	87,523	71,667	58,670	64,500	75,669	75,577	1,078,965

※この表は、150-151 ページ「総利用者数」の図のうちの「★」が付いた項目と赤れんがサテライトについての月別利用者数の推移をまとめたものです。

IV 資 料

統合した2つの組織の主な実績

北海道開拓記念館 来館者数

年度	開拓記念館			備 考
	有料	無料・免除	計	
昭和46(1971)年	262,436	53,783	316,219	4月15日 開拓記念館開館
昭和47(1972)年	243,124	69,467	312,591	
昭和48(1973)年	212,961	83,279	296,240	
昭和49(1974)年	201,601	104,969	306,570	
昭和50(1975)年	192,812	114,124	306,936	
昭和51(1976)年	185,770	120,522	306,292	
昭和52(1977)年	168,202	121,522	289,724	
昭和53(1978)年	173,642	126,993	300,635	
昭和54(1979)年	164,527	130,561	295,088	
昭和55(1980)年	156,696	125,667	282,363	入館料改定
昭和56(1981)年	138,181	117,545	255,726	
昭和57(1982)年	129,124	113,584	242,708	
昭和58(1983)年	123,139	112,645	235,784	4月16日 開拓の村開村
昭和59(1984)年	103,141	101,559	204,700	入館料改定
昭和60(1985)年	108,338	92,996	201,334	
昭和61(1986)年	89,565	83,113	172,678	
昭和62(1987)年	97,508	84,323	181,831	
昭和63(1988)年	84,161	78,048	162,209	
平成元(1989)年	82,045	69,048	151,093	
平成2(1990)年	76,305	60,014	136,319	
平成3(1991)年	60,930	55,843	116,773	展示改訂による休館(11月4日～4月14日)
平成4(1992)年	79,267	62,769	142,036	入館料改定、常設展示改訂
平成5(1993)年	64,997	55,855	120,852	
平成6(1994)年	53,259	52,120	105,379	
平成7(1995)年	64,838	56,378	121,216	
平成8(1996)年	32,269	66,235	98,504	小中高生無料化
平成9(1997)年	31,013	59,089	90,102	
平成10(1998)年	21,278	52,577	73,855	耐震工事のため休館(11月4日～3月31日)
平成11(1999)年	24,171	51,727	75,898	
平成12(2000)年	22,635	48,195	70,830	
平成13(2001)年	20,104	47,047	67,151	
平成14(2002)年	18,942	45,857	64,799	
平成15(2003)年	17,178	38,215	55,393	
平成16(2004)年	15,024	38,197	53,221	入館料改定、高校生有料化
平成17(2005)年	11,990	39,049	51,039	アスベスト工事による休館(11月8日～12月28日)
平成18(2006)年	11,901	36,137	48,038	
平成19(2007)年	12,068	29,314	41,382	
平成20(2008)年	10,357	29,443	39,800	入館料改定
平成21(2009)年	14,181	53,708	67,889	
平成22(2010)年	20,378	61,564	81,942	指定管理者制度導入
平成23(2011)年	39,150	58,955	98,105	
平成24(2012)年	38,210	58,567	96,777	
平成25(2013)年	13,757	29,665	43,422	改修工事による休館(11月4日～3月31日)
平成26(2014)年	—	—	—	改修工事による休館(1年間)
計	3,639,208	3,002,036	6,641,244	

北海道開拓記念館 特別展開催一覧

回数	名称	期間	日数	入場者数
第1回	北海道百年記念事業展	1971 (昭和46) 年 4月15日～ 6月30日	77	—
第2回	北の生活展	1971 (昭和46) 年 8月 1日～ 8月30日	26	18,439
第3回	アンモナイト展	1971 (昭和46) 年10月 1日～10月30日	27	14,827
第4回	北方民族展	1972 (昭和47) 年 1月20日～ 2月29日	38	7,111
第5回	北海道地図今昔展	1972 (昭和47) 年 6月 1日～ 6月30日	25	11,489
第6回	津軽海峡と青函トンネル展	1972 (昭和47) 年 8月 5日～ 9月24日	44	23,132
第7回	農業のあゆみ展	1972 (昭和47) 年10月10日～11月30日	45	5,194
第8回	屯田兵	1973 (昭和48) 年 6月16日～ 8月20日	57	63,501
第9回	ニシン魚労	1973 (昭和48) 年 9月11日～10月31日	43	30,359
第10回	サッポロあるがまま	1974 (昭和49) 年 2月 1日～ 3月31日	57	7,604
第11回	縄文文化	1974 (昭和49) 年 6月15日～ 8月15日	53	59,554
第12回	炭鉱	1974 (昭和49) 年 9月 5日～10月27日	45	50,920
第13回	北海道やきもの展	1975 (昭和50) 年 6月 1日～ 7月13日	38	60,023
第14回	昭和20年	1975 (昭和50) 年 8月15日～10月15日	53	70,333
第15回	ヒグマ	1976 (昭和51) 年 7月20日～ 8月31日	37	54,517
第16回	山に生きる	1977 (昭和52) 年 7月20日～ 8月31日	37	46,762
第17回	北海道に象がいたころ	1978 (昭和53) 年 7月16日～ 8月27日	37	47,433
第18回	教科書と子どもたち	1979 (昭和54) 年 7月21日～ 9月16日	50	56,849
第19回	北の職人	1980 (昭和55) 年 7月 1日～ 9月 7日	50	64,134
第20回	雪と氷と人間	1981 (昭和56) 年 7月 4日～ 9月 6日	56	53,455
第21回	野幌丘陵	1982 (昭和57) 年 7月 4日～ 9月 5日	58	48,730
第22回	幕末の北辺	1983 (昭和58) 年 6月15日～ 7月15日	27	33,599
第23回	発掘された北の文化	1983 (昭和58) 年 8月 2日～10月 2日	53	52,219
第24回	明治維新と北海道開拓	1984 (昭和59) 年 6月 1日～ 7月10日	34	38,525
第25回	アイヌの装い	1984 (昭和59) 年 9月 1日～11月30日	75	38,593
第26回	津軽こぎんと南部菱ざし	1985 (昭和60) 年 6月 1日～ 7月21日	44	41,608
第27回	北海道一億年	1985 (昭和60) 年 8月 1日～ 9月29日	51	42,561
第28回	秋田の民俗	1986 (昭和61) 年 5月 1日～ 7月 6日	58	61,817
第29回	離島	1986 (昭和61) 年 7月20日～ 9月30日	62	33,890
第30回	日本海	1987 (昭和62) 年 7月 4日～ 8月31日	50	20,041
第31回	岩手の風土と伝統産業	1987 (昭和62) 年 9月10日～11月 8日	51	20,955
第32回	山形の民俗	1988 (昭和63) 年 4月30日～ 6月30日	53	34,717
第33回	北欧・トナカイ遊牧民の工芸	1988 (昭和63) 年 7月 9日～ 9月18日	62	52,621
第34回	北への視角	1988 (昭和63) 年10月 1日～12月 4日	54	12,952
第35回	海を渡った武士団	1989 (平成元) 年 5月 2日～ 7月28日	76	57,930
第36回	集治監	1989 (平成元) 年 9月 1日～11月 5日	57	45,182
第37回	北に生きた会津武士と農民	1990 (平成 2) 年 5月 1日～ 8月 5日	84	49,061
第38回	北方民族資料展	1990 (平成 2) 年 8月10日～11月 4日	74	36,767
第39回	アルバータ州先住民族の文化	1993 (平成 5) 年 7月28日～ 9月23日	50	24,289
第40回	ロシア極東諸民族の歴史と文化	1994 (平成 6) 年 8月 2日～ 9月20日	43	20,125
第41回	ライマンコレクション	1995 (平成 7) 年 8月29日～11月 3日	60	24,840
第42回	山丹貿易と蝦夷錦	1996 (平成 8) 年 6月 1日～ 7月28日	49	19,670
第43回	黒竜江省の恐竜化石と歴代文化物展	1996 (平成 8) 年10月22日～12月 8日	41	4,984
第44回	クビナガリュウからステラーカイギュウ	1997 (平成 9) 年 7月11日～ 8月31日	44	13,411
第45回	北の古代史をさぐる 擦文文化	1997 (平成 9) 年10月 4日～11月30日	48	9,867
第46回	雪と寒さと文化	1998 (平成10) 年 7月 1日～ 8月30日	53	13,286
第47回	うるし文化	1998 (平成10) 年 9月18日～11月 3日	48	16,555
第48回	新弥生紀行ー北の森から南の海へー	1999 (平成11) 年 5月19日～ 7月 7日	50	14,637
第49回	恐竜とアンモナイトの世界	2000 (平成12) 年 5月26日～ 8月13日	67	19,314
第50回	先史文化と木の利用ー遺跡からのメッセージ	2000 (平成12) 年 9月14日～11月 5日	45	17,330
第51回	ヤマがあゆんだ近代ー炭鉱遺産とこれからー	2001 (平成13) 年 6月15日～ 8月15日	52	11,703
第52回	知られざる中世の北海道ーチャシと館の謎にせまるー	2001 (平成13) 年 9月 7日～11月 4日	50	16,277
第53回	海を渡ったアイヌの工芸ー英国人医師マンローのコレクションからー	2002 (平成14) 年 4月26日～ 6月 9日	39	14,552
第54回	描かれた北海道ー18・19世紀の絵画が伝えた北のイメージ	2002 (平成14) 年 7月12日～ 8月27日	39	7,300
第55回	洞窟遺跡を残した縄文の人びと	2002 (平成14) 年 9月13日～11月 3日	44	16,680
第56回	北・貝・道ー海と陸の人びとー	2003 (平成15) 年 6月27日～ 8月27日	37	7,873
第57回	北海道の基層文化をさぐるー北から南からー	2003 (平成15) 年 9月13日～11月 3日	45	16,152
第58回	松浦武二郎 時代と人びと	2004 (平成16) 年 4月28日～ 6月13日	41	6,708
第59回	北海道の民俗芸能ー舞う・囃す・競うー	2004 (平成16) 年 8月27日～11月 3日	59	20,286
第60回	ロシア民族学博物館アイヌ資料展ーロシアが見た島国の人びと	2005 (平成17) 年 4月22日～ 6月19日	51	8,601
第61回	HORSEー北海道の馬文化ー	2006 (平成18) 年 4月28日～ 6月25日	51	7,582
第62回	北の縄文ー美の世界ー	2006 (平成18) 年10月27日～12月 3日	32	3,351
第63回	鯨	2007 (平成19) 年 7月20日～10月 8日	70	17,740
第64回	古代北方世界に生きた人々ー交流と交易ー	2008 (平成20) 年 9月12日～11月 3日	46	13,808
第65回	北海道化石展!	2009 (平成21) 年 7月 3日～10月 4日	79	17,126
第66回	どんぐりコロコロ	2010 (平成22) 年 8月 6日～11月 3日	77	19,537
第67回	伊勢神宮と北海道	2011 (平成23) 年 6月 3日～ 7月10日	33	4,506
第68回	千島・樺太・北海道 アイヌのくらしードイツコレクションを中心にー	2011 (平成23) 年 8月 5日～ 9月25日	45	12,933
第69回	北の土偶 縄文の祈りと心	2011 (平成23) 年 3月 6日～ 5月13日	61	38,831
第69回	アンモナイト展	2012 (平成24) 年 7月 3日～10月 8日	81	20,533

北海道立アイヌ民族文化研究センター 利用実績

年度	来館者				閲覧資料点数	研究センター 刊行物転載	レファレンス	ホームページ 閲覧者数	備 考
	資料閲覧	レファレンス	その他	計					
平成6(1994)年	16	29	106	151			129		開設6月1日。10月まで来訪者記録未作成。
平成7(1995)年	39	37	347	423		1	182		
平成8(1996)年	12	30	295	337		1	169		
平成9(1997)年	28	30	234	292		0	182		
平成10(1998)年	43	41	273	357		1	179		
平成11(1999)年	41	41	312	394		2	172		
平成12(2000)年	34	15	233	282		4	122		
平成13(2001)年	67	33	227	327		3	132		ホームページ平成13年9月開設。当初は閲覧者記録未作成。
平成14(2002)年	62	29	173	264		0	124	7,575	
平成15(2003)年	143	29	192	364		2	138	21,382	
平成16(2004)年	202	32	148	382		3	153	29,569	
平成17(2005)年	154	29	202	385		2	157	23,878	
平成18(2006)年	127	28	179	334		1	153	15,469	
平成19(2007)年	130	21	199	350		1	124	18,421	
平成20(2008)年	109	34	158	301		1	126	19,226	
平成21(2009)年	105	42	206	353	124	3	174	17,390	閲覧・視聴資料点数は平成21年度から集計。
平成22(2010)年	85	44	256	385	29	6	144	13,096	
平成23(2011)年	74	22	321	417	48	19	106	13,087	
平成24(2012)年	122	16	338	476	87	1	86	14,540	
平成25(2013)年	120	23	315	458	71	3	84	14,030	
平成26(2014)年	134	10	265	409		4	79	14,305	閲覧資料点数は平成27年度末の時点で未確定。
計	1,847	615	4,979	7,441	359	58	2,915	221,968	

北海道立アイヌ民族文化研究センター 企画展示一覧

No.	名称	開催地	会場	期間	観覧者数
1	パラトシ・アイヌコレクション展 共催：ハンガリー国立博物館、北海道開拓記念館、帯広百年記念館	ハンガリー・ブダペスト市 札幌市 帯広市	ハンガリー国立民族学博物館	1996（平成9）年 8月24日～10月2日	
			北海道開拓記念館	1997（平成9）年 1月16日～2月9日	
			帯広百年記念館	1997（平成9）年 3月1日～3月16日	
2	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 共催：北海道立文学館、(財)北海道文学館	札幌市	北海道立道立文学館	2004（平成16）年 10月30日～11月28日	2,047
3	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2005・旭川 共催：旭川市博物館	旭川市	旭川市博物館	2005（平成17）年 7月2日～8月21日	5,904
4	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2006・釧路/十勝 共催：釧路市立博物館、帯広百年記念館	釧路市 帯広市	釧路市立博物館	2006（平成18）年 9月2日～9月24日	1,658 751
			帯広百年記念館	2006（平成18）年 9月30日～10月15日	
5	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2007・胆振/日高 共催：苫小牧市博物館、苫小牧市中央図書館、室蘭市教育委員会、伊達市教育委員会 ミニ展示共催：(財)アイヌ民族博物館、平取町教育委員会、日高町教育委員会	苫小牧市 室蘭市 伊達市 白老町[ミニ展示] 平取町[ミニ展示] 日高町[ミニ展示]	苫小牧市中央図書館	2007（平成19）年 9月2日～9月22日	491 352 115 23,392 3,859 58
			室蘭市文化センター	2007（平成19）年 9月27日～10月8日	
			だて歴史の柱カルチャーセンター	2007（平成19）年 10月11日～10月14日	
			アイヌ民族博物館	2007（平成19）年 8月18日～9月17日	
			平取町立二風谷アイヌ文化博物館	2007（平成19）年 8月31日～9月30日	
			日高町門別図書館郷土資料館	2007（平成19）年 9月11日～10月14日	
6	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2008・渡島/檜山/津軽海峡 共催：市立函館博物館	函館市 函館市[ミニ展示]	市立函館博物館	2008（平成20）年 10月9日～11月16日	1,519 23,879
			函館市中央図書館	2008（平成20）年 10月7日～10月18日	
7	語り、継ぐ。―アイヌ口承文芸の世界― 共催：北海道立文学館、(財)北海道文学館 特別協力：北海道大学アイヌ・先住民研究センター	札幌市	北海道立文学館	2009（平成21）年 5月30日～7月20日	2,205
8	〔道庁ロビー展〕アイヌ語地名を歩く―山田秀三文庫の資料から―	札幌市	北海道庁本庁舎1F道民ロビーB	2009（平成21）年 9月7日～9月11日	約550
9	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2010・小樽/せたな 共催：小樽市総合博物館、せたな町教育委員会	小樽市 せたな町	小樽市総合博物館運河館	2010（平成22）年 8月21日～10月3日	3,863 372
			せたな町情報センター	2010（平成22）年 9月11日～9月26日	
10	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2011・稚内 共催：稚内市教育委員会	稚内市	稚内市立図書館	2011（平成23）年 9月16日～10月16日	3,945
11	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2011・名寄 共催：名寄市北国博物館	名寄市	名寄市北国博物館	2011（平成23）年 11月19日～12月25日	684
12	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2012・夏 斜里/知床 共催：斜里町立知床博物館	斜里町	斜里町立知床博物館	2012（平成24）年 7月7日～8月26日	3,782
13	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2013・冬 網走/オホーツク 共催：北海道立北方民族博物館	網走市	北海道立北方民族博物館	2013（平成25）年 2月2日～4月7日	2,877
14	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2013・夏 根室 共催：根室市教育委員会	根室市	根室市図書館	2013（平成25）年 6月29日～8月4日	2,084
15	〔資料展〕久保寺逸彦・アイヌ文学研究の足跡 共催：北海道大学アイヌ・先住民研究センター	札幌市	北海道大学アイヌ・先住民研究センター	2014（平成26）年 3月10日～3月23日	156
16	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2014・おびら 共催：小平町教育委員会	小平町	小平町文化交流センター	2014（平成26）年 7月15日～8月17日	1,023
17	〔登別市郷土資料館特別展〕山田秀三とアイヌ語地名 共催：登別市教育委員会	登別市	登別市郷土資料館	2014（平成26）年 11月26日 ～2015（平成27）年 1月25日	471

北海道博物館基本的運営方針 ー北海道博物館の目指す方向ー

昭和46(1971)年に設置された開拓記念館は、総合的な歴史博物館として、開館から40年以上にわたり、北海道の歴史と先人の遺産を後世に伝える役割を果たしてきたが、アイヌ文化をはじめとする北海道固有の歴史や文化に対する関心が高まるとともに、道民の学習ニーズの多様化など、開拓記念館や道内の博物館を取り巻く社会情勢の大きな変化への対応が求められることとなった。

こうした状況の中、「北海道における博物館のあり方と開拓記念館の役割」に関する北海道文化審議会の答申を踏まえ、平成22(2010)年9月に「北海道博物館基本計画」を策定し、「博物館としての基本的な機能の充実」、「北海道における総合的な博物館」、「道内博物館の中核となる施設」の3つを柱とする北海道博物館の設置を目指すこととした。この中で、「アイヌ文化を保存・伝承し未来に活かす博物館」としてアイヌ文化に関する調査研究等の機能を充実することとし、そのため、アイヌ文化に関する専門的な調査研究等を行いアイヌ文化の継承と振興に寄与することを目的として平成6(1994)年に設置されたアイヌ民族文化研究センターとの統合の方向性を明記した。

こうして平成27(2015)年4月1日、開拓記念館とアイヌ民族文化研究センターとの統合により、新たに北海道の自然・歴史・文化を広く扱う総合博物館として『北海道博物館』を開設した。

本方針は、「北海道博物館基本計画」を踏まえ、北海道博物館が果たすべき社会的使命を明文化するとともに、今後の博物館活動の指針として策定した。

I 北海道博物館の使命

- 北海道のすべての人、生き物、大地と海が生み出し、残し託してくれた、北海道ならではの自然・歴史・文化に関わる遺産を、わたしたちの大切な宝ものとして未来へとつなぎ、語り伝えることをとおして、道民が北海道を知り、誇りを確認する場であり続けます。
- 野幌森林公園という豊かな自然環境のなか、訪れた方々に北海道の自然・歴史・文化を総合的に体感していただくとともに、知的発見、癒やしとくつろぎ、世代を超えた語り合いや出会いを、おもてなしの心で提供し、道民に愛される博物館であり続けます。
- 北海道の中核的博物館として、道内の博物館等との連携により、北海道再発見のための知のネットワークを築き上げるとともに、北海道の自然・歴史・文化に関する身近な相談窓口として、道民の「知りたい」という気持ちに応えます。

- 北海道の自然・歴史・文化に関する総合的な研究機関として、北海道の国際化・文化力の向上や、持続可能な調和社会の構築をめざして、積極的なビジョンの立案・提言に努め、道民の豊かな暮らしづくりと北海道の未来づくりに貢献します。

II 基本方針

1 北海道立の総合博物館として、備えるべき基本的な機能を検証し、その充実を図ります

- (1) 総合博物館として、活動の基本となる収集保存、展示、教育普及、調査研究などの機能を高め、北海道ならではの自然・歴史・文化に関わる遺産を最大限に活かし、質の高い活動を展開する博物館づくりを推進します。
- (2) 道民が、充実した博物館資源を活かして、自らのアイデンティティを確かめ、過去に学び未来を展望することができるとともに、さまざまな情報や人材などが連携するネットワークを活かして、特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とすることができる博物館づくりを推進します。

2 道民と共に歩み、愛される博物館として、豊かな時間と空間を提供します

- (1) さまざまな人びとが繰り返し訪れ、親しまれる「わかりやすく、おもしろく、ためになる」博物館をめざし、利用者の視点に立った、創意工夫に満ちた博物館づくりを推進します。
- (2) 博物館のさまざまな活動に、道民が利用者としてだけでなく、協働者、ときには発信者として多面的に参画する機会を創出することによって、博物館活動をより豊かにし、道民と連携、協働する博物館づくりを推進します。

3 北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献します

- (1) 北海道の中核的博物館として、地域の博物館等とのネットワークを強固なものとし、共同研究、事業連携、情報共有、資料の相互活用、人材育成等を積極的に推進することにより、地域の活性化に貢献します。
- (2) 博物館ネットワークを活かし、情報の発信力を高めるとともに、レファレンス機能を強化し、道民の知的興味に応える博物館づくりを推進します。

4 専門的・総合的な研究を行う博物館として、北海道の未来に貢献します

- (1) 北海道とそれを取り巻く地域の自然・歴史・文化を学際的に調査研究する総合博物館として、その研究成果を活かして北海道の豊かな未来の実現に貢献します。
- (2) アイヌの歴史や有形・無形の文化に関する専門的な研究組織を有する世界で唯一の総合博物館として、その研究成果を活かし、普及に努め、アイヌ文化の振興に寄与するとともに、多文化共生社会の実現に貢献します。

Ⅲ 中期目標・計画の策定及び点検・評価の実施

北海道博物館が社会的使命を果たすため、基本方針を踏まえ、資料の収集保存、展示、教育普及、調査研究などの博物館活動の実施に関する中期的な目標・計画を別に策定し、これを公表するとともに、本方針及び中期目標・計画に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、その運営状況について、点検及び評価を行います。

北海道博物館中期目標・計画（第1期） 平成27年度～平成31年度

重点項目

第1期中期目標・計画（平成27年度～平成31年度）については、基本的運営方針に基づき、次の3つの柱を重点項目として進める。

- ① 総合博物館かつ中核的博物館としての基本的な機能の充実や社会貢献など、信頼の確保に向けた取組を進める。
- ② 総合展示の入替えやイベントの充実など、来館者が繰り返し訪れるための魅力ある取組を進める。
- ③ 道民の興味を喚起させる展示、イベント、広報の充実など、これまで博物館を利用しなかった道民が北海道博物館を訪れるための誘導力のある取組を進める。

1 資料の収集・保存

(1) 資料の収集

- ア 資料収集方針に基づき、自然・歴史・文化に関わる後世に残すべき遺産を適切に収集する。
- イ 収集した資料については、速やかに調査し、適切に整理・分類・登録する。
- ウ 一括で寄贈を受けた貴重なコレクションについては、広く公表するとともに、展示や研究などでより多くの道民及び関連機関が活用できるように、資料群の全体像と個々の資料の基本情報を記した目録を刊行する。

(2) 収蔵機能の強化

- ア 収蔵資料データベースの適正な運用により、資料の受入れ、出納やコンディショニング情報を一元的に管理する体制を強化するとともに、利用者への資料情報の提供に役立つ。
- イ 東日本大震災時の教訓を活かし、災害発生時の被災資料の受入れや保存処理などに対応できる機能と体制を整備する。
- ウ 市町村合併など地域社会の急激な変動による資料の散逸などの課題に対し、北海道の中核的博物館として、北海道の自然・歴史・文化遺産を保存・継承するためのプロジェクトを推進し、その受け皿としての収蔵スペースの確保について検討を進める。

(3) 資料保存環境の維持

貴重な公共の財産を預かる立場から、温湿度管理、薬剤だけに頼らない方法による虫菌害防除対策（IPM）、災害対策などを徹底し、適切な資料保存環境の維持に努める。

(4) 収蔵資料の利用への対応

収蔵資料の特別観覧や刊行物などへの使用、道内外の博物館などへの貸出しに積極的に対応し、より多くの人びとが北海道博物館の収蔵資料を利用する機会を創出する。

2 展示

(1) 総合展示室の運営

ア 最新の研究成果を反映した総合展示の定期的な入替えにより、来るたびに違う、飽きない展示を演出するとともに、年齢、母語、障がいの有無などを問わず、すべて

の方にわかりやすく、楽しめる展示空間を提供する。

イ 総合展示の展示資料について、道民及び関連機関に知らせるため、その全体像と個々の資料の基本情報を記した目録を刊行する。

ウ 総合展示のメンテナンスに努める。

総合展示室の利用者数（うち外国人利用者数）の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値（5年間）
総合展示室利用者数	362,000人
うち外国人利用者数	19,000人

(2) 企画展示の開催

- ア 他の博物館や民間企業との連携・協働、全国規模の巡回展の誘致により、より魅力的な企画展示を実現する。
- イ 道民の研究成果や創作活動の発表など、道民参加型の企画展示を導入し、道民との連携促進を図る。
- ウ 北海道博物館独自の研究成果を積極的に反映した企画展示を開催する。

特別展示室の利用者数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値（5年間）
特別展示室利用者数	288,000人

3 調査研究

(1) 調査研究の推進

ア 北海道の自然・歴史・文化に関する有形・無形の遺産に関する調査研究を推進し、その成果を総合展示や企画展示、教育普及事業に反映させることにより、道民が自らを知り、誇りやアイデンティティを確認する機会の提供につなげる。

イ 道民と連携した基礎的な調査研究を実施するとともに、道民の自主的な研究活動・研究発表の場を設ける。

ウ 外部研究機関や外部研究者と連携しながら、学際的な研究プロジェクトを推進する。

エ 北東アジア諸地域をはじめ、北海道と友好関係にある地域、地理的・歴史的につながりのある地域、類似点のある地域の博物館や研究機関との交流及び共同研究を推進する。

オ 館内での研修会、館外での長期研修への派遣などを実施し、職員の研究資質の向上を図る。

(2) アイヌ文化に関わる調査研究の重点化

- ア 北海道の総合博物館としてアイヌ文化の継承と理解促進に資するため、アイヌ民族の言語・口承文芸、芸能、民具・生活技術などの有形・無形の文化と、それらの理解に欠かさない歴史について、重点的に調査研究を進める。
- イ 関係機関や研究者、伝承活動関係者などとの連携により、道内各地のアイヌ文化に関する資料の所在調査を進め、整理・保存作業を行う。
- ウ 調査研究などを通じて収集した未公開の資料や研究情報については、その公開を進め、アイヌ文化の継承、学習、研究などに広く活用できるよう整備を進める。
- エ 調査研究などの成果をひろく伝えるため、研究紀要の発行や講演会・講座などの開催とともに、総合展示の充実や企画展示の実施などを進め、アイヌ文化に関する理解促進の取組を一層強化する。

4 北海道開拓の村の整備

- ア 北海道開拓の村に移築・復元されている歴史的建造物群を、北海道の貴重な財産として後世に伝える取組を進める。
- イ 建造物内の展示の充実に取り組む。

5 教育普及事業

(1) 魅力あるイベントの充実

- ア 総合展示室や「はっけん広場」で気軽に参加できるイベント、子ども向けのイベント、入門的な体験型イベントなど、来館者のニーズに対応した多彩で魅力のある行事を実施する。
 - イ 調査研究の成果を活用した、北海道の自然・歴史・文化をより深く知ることができる行事を実施する。
 - ウ 学校団体をはじめとした各種団体による利用を促進するために、グループを対象としたレクチャーや「はっけん広場」での「はっけんプログラム」など、団体向けのプログラムを実施する。
 - エ 「ミュージアムフェスティバル」や「バックヤードツアー」など、博物館活動そのものに対する理解を深めてもらうための行事を実施する。
 - オ イベントやプログラムの充実にあたっては、特にアイヌ文化や北海道の自然に関する事業を重点的に強化する。
- イベントの参加者数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
イベント参加者数	16,000人

(2) 教材の充実

情報・通信技術を活用した機器（ICT 機器）による多言語解説、ワークブックや解説書、さわれる資料や五感を刺激する資料・装置など、あらゆる利用者に対応した総合展示・企画展示の理解を促す教材の充実を図る。

(3) はっけん広場の運営

- ア 「はっけん広場」の活動を充実させ、新たな発見を利用者に促すとともに、利用者同士、利用者とスタッフの交流の輪を育む。
 - イ 学校現場など、利用者の声も反映させながら、「はっけんキット」や「はっけんプログラム」の改良や開発、「はっけんイベント」の充実に努める。
 - ウ 博物館利用促進の一環として、学校など、館外への「はっけんキット」の貸出しを推進する。
- はっけん広場利用者数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
はっけん広場利用者数	100,000人

6 ミュージアムエデュケーター機能の強化

- ア 一般来館者や学校団体がより効果的に学び、気づき、発見できる環境を整えるため、博物館の教育普及活動に必要な、職員の専門的知識及び技能の向上を図る。
- イ 道内の博物館、教育委員会、学校、各種団体などと連携し、より効果的な北海道博物館の利用を促進ための取組を進める。

7 道民参加型組織の整備

- ア ボランティア活動の導入、道民の自主的なサークル活動の支援、北海道博物館を支援する組織の創設などにより、博物館活動への道民参加を促進し、道民との連携を強化する。
- イ ミュージアムショップ、カフェなどの利用者サービス、有料イベントの企画・運営、外部資金の受入れと活用など、北海道博物館の各種活動に協働参画する支援組織の整備に取り組む。

8 施設及び周辺環境の整備

(1) 館内施設の整備と活用

- ア 休憩スペース、キッズ・コーナー、ミュージアムショップ、カフェなど、アメニティ設備を充実させるとともに、オリジナルグッズの提案・開発により、博物館としての魅力アップにつなげる。
- イ 記念ホール、講堂、グランドホールなどの一層の活用を図る。

(2) 周辺環境の整備

- ア 公共交通機関でのアクセス、野幌森林公園内施設相互のアクセスの利便性向上に向けた取組を進める。
- イ 野幌森林公園の景観やイメージとの調和に配慮し、トータルデザインに基づいて公園や園内各施設のサインの統一化を図る。
- ウ 野幌森林公園内の散策路、北海道博物館屋上スカイビューなどにおける野外展示の実現に向けた取組を進める。

(3) 野幌森林公園内施設との一体的な取組の推進

北海道博物館、開拓の村、自然ふれあい交流館の連携を強化し、公園内の一体的かつ効果的な運営に努め、利用者の利便性と満足度の向上を図る。

9 広報

(1) 広報活動の強化

ア 道民の博物館への関心を広げ、利用を促進していくため、あらゆる広報媒体を活用するとともに、職員全員が積極的な広報活動を展開する。

イ 愛称「森のちゃれんが」とロゴマークを積極的に広報媒体やサインなどに活用することで、北海道博物館のブランドイメージの向上に役立てる。

ホームページのアクセス数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
ホームページのアクセス数(トップページ)	395,000件

(2) 赤れんが庁舎の活用及び他機関との連携

ア 赤れんが庁舎(北海道庁旧本庁舎)を北海道博物館のサテライト空間として活用し、来訪者を北海道博物館に誘導する展示を実現するとともに、情報発信機能の強化に努める。

イ 他機関との連携事業に積極的に参画し、利用者と直に接する広報活動を展開する。

10 評価制度の活用と利用者ニーズの把握

ア 毎年度の事業実績について、あらかじめ評価項目を定め、館としての自己点検評価を行い、その結果を公表し、改善すべき点については、速やかに対処する。

イ オーディエンス・リサーチ(利用者調査)を実施し、その結果を分析し、公表するとともに、改善すべき点については、速やかに対処する。

ウ 自己点検評価と利用者調査をふまえ、博物館協議会による外部評価を行い、その結果を公表することを通じて、より良い博物館づくりへとつなげる。

利用者の満足度の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
利用者満足度	70パーセント

11 博物館ネットワーク

(1) 各種博物館団体との連携

ア 日本博物館協会、全国歴史民俗系博物館協議会などとの連携により、全国博物館の最新動向に関する情報を入手し、道内の加盟館へと伝える一方、北海道からの要望をとりまとめるなど、北海道と全国の博物館をつなぐ役割を果たす。

イ 北海道博物館協会との連携により、地域ブロック別や館種別組織の活動を積極的に支援するなど、中核的博物館としての役割を果たし、北海道の博物館活動の活性化につなげる。

(2) 博物館交流の促進

ア 地域の博物館、図書館、教育委員会などと連携し、共同研究、共同事業などを通じて地域との協働・交流を促進させ、北海道再発見のための知のネットワークづくりへとつなげる。

イ 北海道博物館や道内各地において、道内の博物館職員を対象に、博物館学系の知識や技術を普及する研修会を実施する。

ウ 地域の博物館や学校などのニーズに応じ、一般、学生、教員などを対象にした出前講座を実施する。

道内市町村等との連携・協力件数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
道内市町村等との連携・協力件数	200件

12 情報発信

(1) アイヌ文化に関する学術情報の集約と発信

ア アイヌ文化に関する資料及び学術情報を一元的に集約し、そのデータベース化を進める。

イ これらの成果については、さまざまな媒体や機会を通じた提供を進め、北海道博物館がアイヌ文化の継承、学習、研究にとっての情報センターとしての役割も果たすことができるよう、そのための機能の充実を図る。

(2) ICTなどを活用した情報発信機能の強化

ア 北海道博物館及び道内博物館の収蔵資料、図書、刊行物に関するデータを整備し、ICTを活用した、関係機関とのより効果的なネットワークを構築する。

イ ICTなどを活用した多様な媒体により、北海道博物館及び道内博物館の諸情報を道民が利用しやすい形で発信する。

(3) 道民の「知りたい」気持ちへの支援

ア 北海道の自然・歴史・文化に関わる図書、博物館刊行物、視聴覚資料などを収集し、図書室の充実を図る。

イ 収蔵資料、図書、視聴覚資料などの閲覧スペースを整備し、閲覧・複写などの各種サービスを充実させる。

ウ 北海道の自然・歴史・文化に関わる道民の身近な相談窓口として、利用者からのアクセスツールを整備し、レファレンスや学習支援の機能を強化する。

来館しない利用者による利用件数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
写真の提供件数	350件
レファレンス件数	4,000件
アンケート、その他の利用件数	500件

13 人材育成機能の強化

(1) 博物館実習生やインターンシップなどの受入れ

ア 博物館実習生やインターンシップを積極的に受け入れるとともに、大学などと連携し、より効果的な実習(研修)プログラムを構築する。

イ 教員を目指す学生が博物館の活用方法について学ぶ機会を創出するため、大学などと連携し、授業や研修の講師として当館の職員を積極的に派遣する。

(2) 外来研究員の受入

外部研究者や大学院生などを受け入れ、当館資料を活用した北海道の自然・歴史・文化に関する研究の機会を提供する。

(3) 派遣研修

外部機関が開催する博物館学系研修会や技術研修会に当館職員を参加させ、先端の知識と技術を集積する。

14 研究成果の発信と社会貢献

(1) 学術刊行物などの刊行

ア 研究成果を広く伝えるため、研究紀要や研究報告書などを刊行する。

イ 北海道の自然・歴史・文化の学習や理解促進のために、研究成果をわかりやすくまとめた冊子などを刊行する。

ウ 企画展示の開催に合わせて、来館者の理解を深め、学術的意義を広く知らせるために展示図録や解説用冊子を刊行する。

(2) 学会への発信

各種学会での発表や学術雑誌への投稿などにより、北海道博物館の研究成果を積極的に発信する。

(3) 職員の対外貢献

講演、各種委員への就任、共同研究への参画、出版物への寄稿、その他専門的知識の提供など、外部機関の活動に対して積極的に協力し、社会貢献に努める。

(4) 外部機関との事業連携

民間企業などを含めた外部機関と共同で行う事業を推進するとともに、外部機関の事業への協力・後援を積極的に行う。

(5) 道民の豊かな暮らしづくり・北海道の未来づくりへの貢献

ア 北海道の自然・歴史・文化を総合的に研究する機関として、北海道が抱える諸問題の解決に貢献する。

イ 道の総合計画「ほっかいどう未来創造プラン」などリンクし、道民の豊かな暮らしづくりと北海道の未来づくりへと結びつく研究を推進する。

ウ 多民族・多文化共生社会、人と自然との調和のとれた社会など、北海道であるからこそ率先して目指すべき社会のあり方についてのビジョンを提言する。

社会貢献の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
新聞・報道対応の件数	計 900 件
学会発表の件数	
学術雑誌等への寄稿の件数	
招待講演の件数	
各種委員・共同研究員等委嘱の件数その他の件数	

条例・規則など

1 北海道立総合博物館条例

平成26年10月14日条例第91号

第1章 設置及び管理

(設置)

第1条 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集し、保管し、展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行うことにより、道民の教養の向上及び文化の発展に寄与するため、北海道立総合博物館（以下「総合博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立総合博物館	札幌市及び江別市

(総合博物館に置く施設)

第3条 総合博物館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 北海道博物館（以下「本館」という。）
- (2) 北海道開拓の村（以下「開拓の村」という。）
- (3) 野幌森林公園自然ふれあい交流館（以下「ふれあい交流館」という。）

(事業)

第4条 総合博物館は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の当該右欄に定める事業を行う。

1 本館	<p>ア 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>イ 本館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「本館資料」という。）に関する専門的な調査研究を行うこと。</p> <p>ウ 本館資料の保管及び展示等に関する技術的な研究を行うこと。</p> <p>エ アイヌ民族文化に関する調査研究及びその成果の普及、情報の収集及び提供並びに研究の支援を行うこと。</p> <p>オ 北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p> <p>カ 特別展示室及びその附属設備を北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しの利用に供すること。</p>
------	---

	<p>キ 本館資料に関し、案内書、解説書、目録、研究紀要等の作成及び配布並びに必要な、助言等を行うこと。説明、助言等を行うこと。</p> <p>ク 他の博物館等と連携し、及びこれらの研究活動等に協力すること。</p>
2 開拓の村	<p>ア 北海道の開拓の歴史を示す建造物等を保管し、及び展示すること。</p> <p>イ 北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p> <p>ウ 開拓の村の展示物に関し、案内書、解説書等の作成及び配布並びに必要な説明、助言等を行うこと。</p>
3 ふれあい交流館	<p>ア 道立自然公園野幌森林公園の自然に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>イ ふれあい交流館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「交流館資料」という。）に関する調査研究を行うこと。</p> <p>ウ 交流館資料に関し、必要な説明、助言等を行うこと。</p> <p>エ 自然に関する情報提供を行うこと。</p> <p>オ 自然に関する講演会、講習会、研究会等を開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p>

2 総合博物館は、前項の事業のほか、その設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

(指定管理者による管理)

第5条 総合博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項の表1の事項カ、2の事項及び3の事項に定める事業に関すること。
- (2) 第8条第1項、第12条第1項、第13条第2項及び第16条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

(利用日及び利用時間)

第7条 総合博物館の利用日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、総合博物館の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に総合博物館の利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第8条 本館若しくは開拓の村の施設等又は次に掲げる設備の利用(別表第2に掲げる場合に限る。)をしようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(1) 北海道百年記念塔前駐車場

(2) 北海道開拓の村前駐車場

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

(利用の承認の基準)

第9条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 利用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。

(2) 総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他総合博物館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第11条 利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内におい

て、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(開拓の村建物等の使用の承認等)

第12条 開拓の村建物等(開拓の村の建物(管理棟のホール、ビジターセンター、体験学習室及び食堂棟に限る。)及び当該建物の附属設備、展示されている建造物等(以下「展示建造物等」という。)並びに入口広場をいう。)を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

3 第9条及び第10条の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第3号中「第8条第2項」とあるのは、「第12条第2項」と読み替えるものとする。

(特別観覧等の承認)

第13条 本館資料の閲覧、模写、模造、撮影及び複写(以下「特別観覧」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 開拓の村の展示建造物等及び管理棟の模写、模造及び撮影並びに交流館資料の模写、模造、撮影及び複写(以下これらを「特別利用」という。)を業として又は学術研究のために行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(特別観覧等の方法等)

第14条 特別観覧は、職員の指示に従って行わなければならない。

2 知事は、特別観覧の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

3 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

4 指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第15条 本館資料、開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟又は交流館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(資料の貸出しの承認)

第16条 本館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 交流館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 交流館資料の使用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。

(2) 交流館資料を損傷するおそれがあるとき。

(指定管理者の指示等)

第17条 指定管理者は、総合博物館の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者、第12条第1項の承認を受けた者及びふれあい交流館を利用する者に対しその利用若しくは使用に関し指示をし、又は利用中若しくは使用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用若しくは使用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第18条 第5条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、総合博物館の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条から第10条まで(第9条及び第10条の規定を第12条第3項において準用する場合を含む。)、第12条第1項及び第2項、第13条第2項、第14条第3項及び第4項並びに第16条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第11条第1項中「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第19条 この章に定めるもののほか、総合博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 北海道立総合博物館協議会

(設置)

第20条 総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、北海道立総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第21条 協議会は、知事の諮問に応じ、総合博物館の事業に関する重要事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第23条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 博物館に関する知見を有する者

(3) アイヌ民族文化に関する知見を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第24条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第26条 協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(北海道立アイヌ民族文化研究センター条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例(平成6年北海道条例第4号)
 - (2) 北海道立開拓記念館条例(昭和46年北海道条例第4号)
(北海道立開拓記念館条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行前に前項(第2号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の北海道立開拓記念館条例(以下「旧条例」という。)第11条、第14条第2項又は第17条第2項の規定により指定管理者がした承認は、それぞれ、第12条第1項、第13条第2項又は第16条第2項の規定により指定管理者がした承認とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第14条第1項、第16条又は第17条第1項の規定により知事がした承認は、それぞれ、第13条第1項、第15条又は第16条第1項の規定により知事がした承認とみなす。
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定により知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請で、この条例の施行の際承認をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この条例の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみなす。
(北海道個人情報保護条例及び北海道情報公開条例の一部改正)
- 6 次に掲げる条例の規定中「北海道立開拓記念館」を「北海道立総合博物館」に改める。
 - (1) 北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)第44条第2項
 - (2) 北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)第23条

別表第1(第7条関係)

区分	利用日	利用時間
本館、開拓の村及びふれあい交流館	1月4日から12月28日まで(月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日)を除く。)	午前9時30分から午後4時30分まで

北海道百年記念塔前駐車場及び北海道開拓の村前駐車場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで
---------------------------	----------------	--------------

別表第2(第8条、第11条関係)

1 本館に展示する資料を観覧する場合

(1) 常設展示を観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき 280円
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1,000円	1人につき 850円

(2) 特別展示(本館が開催する特別展示に限る。)

(3) において同じ。)を観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき 130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき 280円
3 1及び2以外の者(学齢に達しない者を除く。)	1,000円	1人につき 850円

(3) 常設展示及び特別展示を併せて観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき 130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	690円	1人につき 510円
3 1及び2以外の者(学齢に達しない者を除く。)	1,800円	1人につき 1,420円

- 2 本館において携帯用展示解説器を利用する場合
1回につき 280円

- 3 本館の特別展示室を利用する場合
1日につき 70,900円

4 開拓の村に入場する場合

区分		利用料金の上限額	
		個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	夏期	1,060円	1人につき 950円
	冬期	950円	1人につき 890円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	夏期	1,440円	1人につき 1,180円
	冬期	1,180円	1人につき 950円

5 開拓の村の馬車鉄道又は馬そりを利用する場合

区分	利用料金の上限額
1 3歳以上15歳未満の者	1人1回につき 230円
2 15歳以上の者	1人1回につき 500円

6 北海道百年記念塔前駐車場又は北海道開拓の村前駐車場を利用する場合

区分	利用料金の上限額
バス	1回1日につき 620円
乗用車	1回1日につき 300円
自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）	1回1日につき 200円

備考

- 4の表において、夏期とは4月1日から11月30日までとし、冬期とは12月1日から翌年3月31日までとする。
- 6の表において、貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車の区分によるものとする。

2 北海道立総合博物館管理規則
平成26年10月14日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、北海道立総合博物館（以下「総合博物館」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(入館者の遵守事項等)

第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

- 建物、附属設備又は条例第4条第1項の表に規定する本館資料（以下「本館資料」という。）、同表に規定する交流館資料（以下「交流館資料」という。）若しくは条例第12条第1項に規定する展示建造物等（以下「展示建造物等」という。）を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより総合博物館の管理運営上支障があると認めたときは、当該入館者に対しては、総合博物館の利用を制限し、又は退館させることができる。

(利用料金の額の承認)

第4条 指定管理者は、条例第11条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第5条 条例第11条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- 条例第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない事由によって利用が不可能になったと指定管理者が認めたとき。
- 利用の開始日の前15日までに利用を中止する旨の申出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。

- (3) 条例第10条第2項の規定により利用の承認を取り消したとき。
- (4) その他知事が特別の理由があると認めるとき。
(利用料金の減免の基準)

第6条 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金（条例別表第2の1の事項及び4の事項に係るものに限る。）を免除することができることとする。
- ア 小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員
- イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するこどもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者
- ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上で利用する場合に限る。）
- エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
- オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
- カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
- キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
- ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
- コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
- サ 65歳以上の者
- シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずると認める者
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、特別展示室の利用料金を免除することができることとする。
- ア 総合博物館と共同して開催する北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しのために利用するとき。
- イ その他知事が必要と認めるとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。
(施設設備等の変更の禁止)

第7条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、本館の特別展示室及びその附属設備又は同項に規定する開拓の村建物等（以下「施設設備等」という。）の利用又は使用に際し、施設設備等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務等)

第8条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、施設設備等の利用又は使用を終了したときは、施設設備等を原状に回復しなければならない。条例第10条（条例第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により利用若しくは使用の承認を取り消され、又は利用若しくは使用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

2 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者から徴収するものとする。

(特別観覧の承認)

第9条 条例第13条第1項に規定する特別観覧（以下「特別観覧」という。）の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の特別観覧承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、特別観覧を承認したときは、別記第3号様式の特別観覧承認書を交付するものとする。

(特別観覧等の時間)

第10条 特別観覧及び特別利用（条例第13条第2項に規定する特別利用をいう。以下同じ。）を行うことができる時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、特別観覧の時間を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、特別利用の時間を変更することができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第11条 条例第15条の承認を受けようとする者は、別記第4号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第15条の承認をしたときは、別記第5号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。

(本館資料の貸出しの承認)

第12条 条例第16条第1項の承認を受けようとする者は、別記第6号様式の資料貸出承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が次のいずれかに該当する場合に限り、承認することができる。

- (1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館並びに同法第29条の規定による指定を受けた博物館に相当する施設の長
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長
- (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
- (5) その他知事が適当と認める者

3 知事は、条例第16条第1項の承認をしたときは、別記第7号様式の資料貸出承認書を交付するものとする。

（本館資料等の貸出期間）

第13条 本館資料及び交流館資料の貸出しをすることができる期間（以下「貸出期間」という。）は、60日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、本館資料の貸出期間を延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、交流館資料の貸出期間を延長することができる。

4 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、本館資料の返還を求めることができる。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、交流館資料の返還を求めることができる。

（本館資料等の滅失等の届出等）

第14条 本館資料の貸出しを受けた者は、当該本館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 交流館資料の貸出しを受けた者は、当該交流館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（利用に供しない本館資料）

第15条 知事は、個人若しくは法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）の秘密保持のため又は公益上の理由により、一定の期間利用に供することが不適当な情報（以下「個人の秘密等の情報」という。）が記録されている本館資料及び寄贈又は寄託に係る本館資料であって一定の期間利用に供しない旨の条件が付されているもの（以下「条件付き寄贈資

料」という。）については、特別観覧その他の利用（以下「特別観覧等」という。）に供しないものとする。

2 知事は、本館資料又は条件付き寄贈資料に個人の秘密等の情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、当該個人の秘密等の情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、特別観覧等の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人の秘密等の情報が記録されている部分を除いて、当該本館資料及び条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

3 知事は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、個人の秘密等の情報が記録されている本館資料又は条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

（本館資料の利用の制限）

第16条 知事は、本館資料の保存上支障が生ずると認められるときは、その利用を制限することができる。

（知事による管理）

第17条 条例第18条第1項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、第3条第1項中「指定管理者」とあるのは「職員」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条中「同条第1項」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第11条第1項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1号及び第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条各号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条ただし書、第8条第2項、第10条第3項、第13条第3項及び第5項並びに第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則（平成6年北海道規則第66号）

(2) 北海道立開拓記念館管理規則（昭和46年北海道規則第27号）

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に前項（第1号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則（附則第5項において「旧施行規則」という。）第10条、第11条又は第12条ただし書の規定により北海道立アイヌ民族文化研究センターの所長（附則第5項において「所長」という。）がした承認又は許可は、条例の相当規定に基づき知事がした承認とみなす。
- 4 この規則の施行前に附則第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の北海道立開拓記念館管理規則（以下「旧管理規則」という。）第6条ただし書の規定により指定管理者がした承認は、第7条ただし書の規定により指定管理者がした承認とみなす。
- 5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行の日前に旧施行規則又は旧管理規則の規定により所長又は知事若しくは指定管理者に対してなされた承認又は許可の申請で、この規則の施行の際承認又は許可をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この規則の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみなす。

別記第1号様式

（第4条関係）

別記第2号様式

（第9条関係）

別記第3号様式

（第9条関係）

別記第4号様式

（第11条関係）

別記第5号様式

（第11条関係）

別記第6号様式

（第12条関係）

別記第7号様式

（第12条関係）

文書様式(北海道立総合博物館管理規則に定める様式)

別記第1号様式(第4条関係)

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
指定管理者の名称
代表者の氏名

印

利用料金承認申請書

北海道立総合博物館の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第11条第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額(円)	備 考

(日本工業規格A4)

別記第2号様式(第9条関係)

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
職 業
氏 名
電話番号

特別観覧承認申請書

次のとおり北海道博物館資料の特別観覧の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第13条第1項の規定により、申請します。

資 料 品 名	点 数	備 考

観 覧 日	年 月 日
観覧方法	閲覧 模写 模造 撮影 複写
観覧目的	

(日本工業規格A4)

別記第3号様式(第9条関係)

年 月 日

(申請者) 様

北海道知事 印

特別観覧承認書

年 月 日申請の北海道博物館資料の特別観覧を次のとおり承認します。

資 料 品 名	点 数	備 考

観 覧 日	年 月 日
観覧方法	閲覧 模写 模造 撮影 複写
観覧目的	

注意

- 1 北海道立総合博物館条例及び北海道立総合博物館管理規則の規定を遵守すること。
- 2 北海道博物館資料、施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。

(日本工業規格A4)

別記第4号様式(第11条関係)

その1

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
職 業
氏 名
電話番号

印

模写品等刊行等承認申請書

次のとおり(北海道博物館資料 野幌森林公園自然ふれあい交流館資料)の(模写 模造 撮影 複写)品の(刊行 複製 使用)の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。

使用目的	
資 料 名	
作 品 名	
製 作 数	
価 額	有料 円 無料
製 作 予 定 年 月 日	年 月 日

(日本工業規格A4)

別記第4号様式（第11条関係）

その2

年 月 日	
北海道知事 様	
申請者 住 所 職 業 氏 名 電話番号	印
模写品等刊行等承認申請書	
次のとおり（北海道開拓の村の展示建造物等 北海道開拓の村の管理棟）の（模写 模造 撮影 複写）品の（刊行 複製 使用）の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。	
使用目的	
建物等の名称	
作品名	
製作数	
価 額	有料 円 無料
製作予定 年 月 日	年 月 日

（日本工業規格A4）

別記第5号様式（第11条関係）

年 月 日	
（申請者） 様	
北海道知事 印	
模写品等刊行等承認書	
年 月 日申請の模写品等の（刊行 複製 使用）を次のとおり承認します。	
使用目的	
資料名又は建物等の名称	
作品名	
製作数	
価 額	有料 円 無料
製作予定 年 月 日	年 月 日

注意

- 1 上記使用目的以外に使用しないこと。
- 2 使用に際しては、北海道立総合博物館所有の旨を明記すること。
- 3 刊行物、複製品、発表作品等2点を北海道に寄贈すること。

（日本工業規格A4）

別記第6号様式（第12条関係）

年 月 日	
北海道知事 様	
申請者 機 関 名 所 在 地 代表者名	印
資料貸出承認申請書	
次のとおり北海道博物館資料の貸出しを受けたいので、北海道立総合博物館条例第16条第1項の規定により、申請します。	
使用目的	
使用場所	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
資料品目及び数量	

（日本工業規格A4）

別記第7号様式（第12条関係）

年 月 日	
（申請者） 様	
北海道知事 印	
資料貸出承認書	
年 月 日申請の北海道博物館資料の貸出しについて、次のとおり承認します。	
使用目的	
使用場所	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
資料品目及び数量	

注意 貸出しを受けた資料を上記の使用目的以外の目的に供し、又は上記の使用場所以外の場所で利用してはならないこと。

（日本工業規格A4）

利用案内

1 見学案内

〔開館時間〕

5～9月：9:30～17:00 10～4月：9:30～16:30

※閉館時間の30分前までにお入りください。

〔休館日〕

毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は直後の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）

※このほか臨時休館する場合があります。詳しくは、ウェブサイトなどでご確認ください。

〔観覧料〕

(1) 総合展示室の観覧料

区 分	大学生・高校生	一 般
個 人	300 円	600 円
10名以上の団体料金	200 円	500 円

※中学生以下、65歳以上の方は無料です。入館の際に年齢のわかるもの（生徒手帳、健康保険証、運転免許証など）をご提示ください。

※障害のある方は無料です。入館の際に障害者手帳などをご提示ください。

※高校生は、土曜日・5月5日（こどもの日）・11月3日（文化の日）に利用する場合、並びに学校教育又は社会教育を目的として利用する10名以上の団体の場合は無料となります。

※その他、北海道博物館と北海道開拓の村の共通チケットや年間パスポートなど、お得なチケットもあります。

(2) 特別展示室の観覧料

- ・特別展では、別途定める観覧料が必要となります。
- ・その他、無料で見学できる企画テーマ展なども開催します。

〔観覧料の免除〕

(1) 次に掲げる事項に該当する方は、それらを証明するものをご提示いただくと、観覧料が免除されます。事前申請が必要な場合がありますので、あらかじめウェブサイトを確認するか、電話でお問い合わせください。

- ・小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員
- ・土曜日又はこどもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる方
- ・学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる方（10人以上で利用する場合に限る。）
- ・特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
- ・児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
- ・身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受けている方及びその引率者
- ・生活保護法による保護を受けている方
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方及びその引率者
- ・精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標榜する医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された方及びその引率者
- ・老人福祉法に規定する老人福祉施設に入所している方及びその引率者
- ・65歳以上の方
- ・その他知事が上記に掲げる方に準ずると認める方

(2) (1)以外の人で、知事が特別な理由があると認める場合は、観覧料が免除されます。事前申請が必要な場合がありますので、あらかじめウェブサイトを確認するか、電話でお問い合わせください。

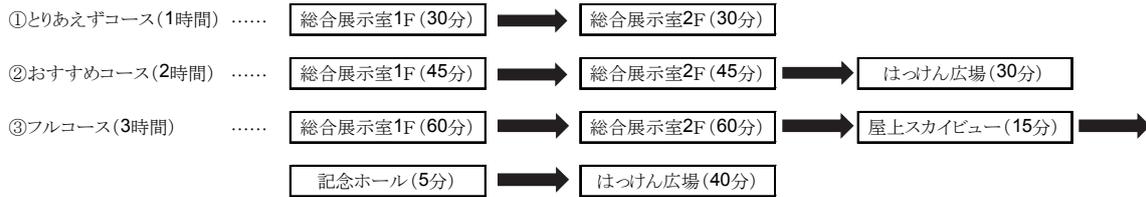
〔お客さまへの注意事項〕

お客さまにおいては、係員の指示に従うほか、特に次のような秩序を乱す行為は禁じられています。

- ・建物、附属施設又は展示資料を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為
- ・他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為
- ・指定の場所以外で飲食し、又は喫煙すること

〔おすすめ見学コースおよび所要時間〕

どこからでも自由に見学できますが、所要時間の目安としては、次のおすすめ見学コースが参考になります。



※特別展示室も見学すると、さらに30～60分かかります。

※「屋上スカイビュー」は4月～9月の祝日のみ10:00～16:00に実施。雨天や強風などの場合は開放を中止します。

2 図書室の利用

図書室をご利用されるお客さまは、総合展示の観覧なしで利用いただけます。

〔利用の手続き〕

- ① 1階総合案内で「図書室利用者証」と「図書室利用票」をお受け取りください。
- ② 「図書室利用者証」を着用し、1階総合展示室入口からお入りください。
(利用者証を着用しないと総合展示室の観覧料がかかりますので、ご注意ください。)
- ③ 図書室に着いたら、備え付けの電話でスタッフをお呼びください。そして、スタッフに「図書室利用票」をご提示のうえ、ご利用ください。

〔お帰りの際〕

- ① 図書室担当のスタッフに「図書室利用票」をお渡しください。
- ② 総合展示室内を通過して1階展示室入口から出て、1階総合案内で「図書室利用者証」をご返却ください。

〔利用時間〕

開館時間と同じです。

3 収蔵資料のご利用

〔資料の特別観覧〕

資料の閲覧、模写、模造、撮影又は複写を行いたい場合は、事前に電話にてお問い合わせ・ご相談のうえ、「特別観覧承認申請書」を提出してください。特別観覧の時間は午前10時から午後4時までです。

〔模写品等のご利用〕

資料を模写・模造・撮影し、又は複写したもの(模写品等と総称)を刊行し、若しくは複製し、又は研究発表などに使用する場合は、事前に電話にてお問い合わせ・ご相談のうえ、「模写品等刊行等承認申請書」を提出してください。

〔資料の貸出〕

資料の貸出を受ける場合は、事前に電話にてお問い合わせ・ご相談のうえ、「資料貸出承認申請書」を提出してください。貸出期間は60日間以内ですが、知事が特に必要と認めるときは、延長することができます。

※ 資料貸出を受けることができる方は、次のとおりです。

博物館法及び独立行政法人通則法に規定する博物館及び博物館相当施設の長、社会教育法に規定する公民館の長、国立の図書館及び図書館法に規定する図書館の長、学校教育法に規定する学校の長、その他知事が適当と認める場合。

4 交通案内

〔バスをご利用の場合〕

- (1) 新札幌駅から バスターミナル・のりば⑩(北レーン)
 - ・ ジェイ・アール北海道バス 新22「開拓の村」行きに乗車し、「北海道博物館」で下車。
- (2) 森林公園駅から 東口のりば
 - ・ 新札幌駅からの上記のバスが森林公園駅に寄ります。
※北海道博物館まで徒歩20～25分かかります。
- (3) 大麻・江別方面から
 - ・ ジェイ・アール北海道バス・夕鉄バス新札幌方面行きに乗車し、「厚別東小学校前」で下車(バス停から徒歩15分)。

〔タクシーをご利用の場合〕

新札幌駅から 約10分

北海道博物館要覧 2016・2017

発行日 平成30年11月30日

編集・発行 北海道博物館

〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2

TEL(011)898-0456 FAX(011)898-2657

